

平成31年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 平成31年3月15日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員 長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	参事	森本陽子
--------	------	----	------

建設産業部長	緒方哲	建設産業部理事	中嶋敏純
--------	-----	---------	------

(産業振興課)

参事	川内佳代子	課長補佐	久松勝
係長	山口亮	主事	林田和真
主事	川田優惟		

(土木管理課)

課長	中尾盛雄	課長補佐	田中廣幸
係長	山下泰明	係長	濱中章
主査	松本雄輔		

(都市計画課)

課長	日名子達也	課長補佐	前田将範
係長	山本公司	主査	山口和樹
主任	吉村尚倫		

(農業意委員会)

局長	和田弘	課長補佐	村田佳美
係長	森雅之		

(会計課)

会計管理者 山口利弘

課長補佐 細田浩子

課長補佐 永野英明

(議会議務局・監査)

局長 谷本圭介

課長 富永正彦

参事 森本陽子

係長 後藤理子

本日の委員会に付した案件

議案第11号 平成31年度長与町一般会計予算

開 会 9時30分

散 会 15時25分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。ただいまから議案第11号平成31年度長与町一般会計予算の件を議題といたします。

本日は建設産業部の審査に入っております。冒頭に緒方部長より全課につきます概要の説明を求めます。

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。議案第11号平成31年度長与町一般会計予算、建設産業部所管の部分につきまして審査をお願いいたします。建設産業部では31年度予算としまして、産業振興課約2億6,900万円、土木管理課約3億5,800万円、都市計画課約9億300万円、計約15億3,600万円の審査をお願いしております。初めに産業振興課より内容について説明させます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは中嶋理事から産業振興課につきます説明を求めます。

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは、平成31年度長与町一般会計予算産業振興課所管分につきまして、長与町一般会計予算に関する説明書により説明をさせていただきます。歳入でございます。22、23ページをお開きください。上段の中ほどになります14款県支出金1項3目農林水産業費県負担金1節農業費負担金の866万2,000円でございます。中山間地域等直接支払交付金828万5,000円につきましては、木場、大越、塩床、馬込一本松、4地区の112.1ヘクタールにおいて中山間地域の耕作放棄地発生防止対策に取り組んでいただいております。同じく1節の多面的機能支払交付金37万7,000円でございます。これは三根、横道でございますが、2地区の10.9ヘクタールにおいて実施をしております農地の維持保全それから農道水路の維持管理に取り組んでいただいております。続きまして、24、25ページをお開きください。上段の方でございます14款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございます。一番上の農業委員会交付金それから下から4行目になります農地集積・集約化対策費補助金は農業委員会の所管でございます。産業振興課所管分は合計6件でございます。合計494万4,000円となっております。主なものでございますが、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金116万9,000円、これにつきましてはイノシシの被害防止のための補助金でございます。イノシシの捕獲報奨金ということで167頭分ということになっております。次に下から2行目の青年就農給付金の150万円でございます。平成28年度から新規就農ということで1名の新規就農者の方が経営支援ということで営農を開始されておりますけれども、そういうことに対します給付金ということになっております。それから一番下の行になります。農村地域防災減災事業補助

金の120万円でございます。これにつきましては最近多発する西日本豪雨災害等がございましたけれども、溜池等の決壊による被害を多数受けたことによりまして、国土強靱化の防災対策ということで、溜池が決壊した場合の浸水区域図作成ということで佐敷川内地区の火渡溜池、それから平木場郷の上山田それから山田溜池の3か所について、浸水区域図の作成をすることにいたしております。次に2節林業費補助金ふるさとの森林づくり事業補助金23万円でございます。これは県の方の森林環境税でございますが、長与北小の5年生が森林体験学習を行うに当たっての補助金となっております。次に3節水産業費補助金、水産多面的機能発揮対策推進交付金の3万円は推進事務費ということになっております。続きまして26、27ページをお開きください。14款県支出金3項委託金3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金の鳥獣捕獲に1,000円。それから4目農林水産業費委託金の5万1,000円。次に5目商工費委託金の1万4,000円、合計6万6,000円ということで、県からの委託金ということで計上をさせていただいております。続きまして32、33ページをお開きください。19款諸収入3項貸付金元利収入1目1節貸付金元利収入でございます。産業振興課所管分は、1行目の小規模企業振興資金預託金元利回収金の3,000万円、それから1つ飛びまして小規模企業創業支援資金預託金元利回収金2,000万円、合計5,000万円ということになっております。毎年町内4銀行に預託をしますが、それぞれの回収金ということになっております。次に同じく5項1目1節雑入でございます。上から4行目のふれあい農園使用料が5万4,800円、これは町内6地区の農園の使用料ということになっております。次に上から8行目の火災保険料、全体額が30万4,000円でございますが、うち7,000円が産業振興課所管分で町の特産品直売所まんてん分の火災保険料ということになっております。次に34、35ページをお開きください。下から16行目となりますが、長崎縣市町村振興協会地域活性化支援事業補助金400万円でございます。産業振興課所管分は長与川まつりと長与シーサイドマルシェの開催に伴う町のPR事業に対する助成金ということになりまして、うち300万円が所管分でございます。以上、雑入で合計が365万5,000円ということになっております。

続きまして歳出でございます。44、45ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。産業振興課所管分でございますが、これは本町のPR事業としまして、9節旅費で1万3,000円、11節需用費で23万5,000円、このほか46、47ページになります。19節負担金、補助及び交付金では、平成31年度で7回目ということになります長与シーサイドマルシェ補助金として100万円を計上いたしております。合計で124万8,000円になっております。続きまして66、67ページをお開きください。2款総務費2項徴税费1目税務総務費のふるさと長与応援寄附金関係の経費になります。平成31年度は返礼品につきまして、今般、総務省から地場産品に関する具体的な考え方が示されました。これに伴いまして返礼品の見直しを行った関係で返礼品の取り扱い事業所が現在25事業所ございますが、18

事業所に減るということもございます。そういうことの影響も考慮しまして、31年度の寄附見込額を1億円ということで想定をさせていただいております。まず7節賃金でございます。57万5,000円になりますがパート賃金として12月と1月の2か月分ということで計上させていただいております。次に68、69ページになります。11節需用費、消耗品費が3,207万4,000円でございますが、うち3,035万5,000円を産業振興課所管分として計上いたしております。これは寄附に対します返礼品の購入費ということになっております。次に12節役務費の2,917万3,000円でございます。主なものでは通信費として2,200万円、これは返礼品の送付代ということになっております。次にふるさと納税サイト利用料687万3,000円、これはインターネットを通じまして寄附を申し出た方がクレジット決済による寄附を望まれたときの事務手数料ということにもなっております。次に13節委託料でございます。ふるさと納税業務委託料の1,310万円、これにつきましては寄附の申し込みから返礼品の発送ということで、一連の業務を一括して代行していただいておりますけれども、この分の委託料ということで計上させていただいております。以上、2項徴税費1目税務総務費の合計で7,325万7,000円ということでお願いをしております。

次に126、127ページをお開きください。5款労働費1項3目労働諸費でございます。9節、11節、19節が産業振興課所管分となっております、合計額が878万4,000円となっております。主な内容は19節負担金、補助及び交付金の高齢者就業機会確保事業費補助金868万9,000円となっております。これは長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金ということになっております。次に128、129ページをお開きください。下の方になります6款農林水産業費1項2目農業総務費でございます。2節給料、3節職員手当は職員の10名分ということになっております。次に130、131ページをお開きください。8節報償費の62万8,000円でございます。内訳としましては、実行組合長報償費56万円ということで、町内の43実行組合長に対します産業振興課所管分の関係文書、それから調査等の配布、回収に対する報償費ということになっております。次に3目農業振興費でございます。132、133ページをお開きください。13節委託料の有害鳥獣捕獲業務委託料140万2,000円でございます。イノシシ等有害鳥獣捕獲の委託料ということになっております。次に農道管理委託料としまして、主に除草等の管理費ということで190万円を計上いたしております。その2つ下になります。農村地域防災減災事業設計業務委託費126万円でございます。歳入で御説明をいたしました火渡溜池、上山田、山田溜池、3か所につきましの浸水区域図の作成業務委託料ということになっております。次に15節工事請負費350万円でございます。農道水路等の維持補修費を計上いたしております。次に19節負担金、補助及び交付金でございます。主なものを説明させていただきます。上から12、13行目になります。土地改良区農林漁業資金元利償還補助金の長与木場地区が1,801万7,000円、それから長与岡北地区が1,443万2,000円とい

うことになっております。次に下から4行目になります、長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金235万4,000円、これは町の単独事業になりますけれども、イノシシ等の被害防止のためのワイヤメッシュ柵、それから電気牧柵の購入費に対する補助、それからイノシシの捕獲報奨金ということになっております。次に134、135ページをお開きください。上から3行目の中山間地域等直接支払交付金1,242万9,000円でございます。4地区112ヘクタールにおきまして耕作放棄地発生防止対策ということで行っております補助金でございます。それから一番下の行になります。岡地区基本設計負担金810万円でございます。岡中央地区における基盤整備事業の事業計画の作成、それから土壌、水源調査など、県施工において行っていただくための負担金ということになっております。19節負担金、補助及び交付金で合計額6,874万5,000円ということになります。続きまして4目畜産業費でございます。9節旅費、11節需用費は経常経費。それから19節負担金、補助及び交付金では長崎県畜産協会負担金としまして5万4,000円を計上いたしております。続きまして136、137ページをお開きください。6款水産業費2項林業費1目林業総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金の一番上にごございます長崎県治山林道協会負担金31万2,000円になっておりますけれども、国土強靱化ということで県の方で行っていただいております佐敷川内、それから嬉里郷の梶原地区ということで2か所の治山事業に伴います負担金ということになっております。次に138、139ページをお開きください。6款水産業費3項水産業費1目水産振興費でございます。合計としまして291万6,000円ということになっております。主なものでございます。19節負担金、補助及び交付金、水産多面的機能発揮対策負担金188万5,000円。これ大村湾の長与浦におきまして63.8ヘクタールになるんですけれども、漁業環境の環境改善に対する事業として143万5,000円。それから広域になりますが、大村湾沿岸9市町合同によります環境保全活動ということで45万円計上いたしております。合計で188万5,000円ということになっております。

続きまして7款商工費1目1項商工振興費でございます。13節委託料の八反田公園におきまして中央商店街の賑わい創出ということで、商店街活性化委託料としましてイルミネーションの取付委託料80万円を計上いたしております。それから19節負担金、補助及び交付金でございます。合計額としましては3,738万9,000円ということになっております。内訳でございます。1行目の信用保証料補給補助金の464万9,000円でございます。小規模企業信興資金及び小規模企業創業支援資金に対します保証料の補助金ということになっております。次に140、141ページをお開きください。同じく19節負担金、補助及び交付金でございます。1行目の商工会商品券発行事業補助金150万円でございます。今年度もプレミアム付商品券2,000セットということで販売をしまして、町内の消費喚起を図りたいと思っております。次にその2つ下でございます。商工会組織支援事業補助金300万円は、西そのぎ商工会の組織強化

と会員サービスの向上に対します運営補助金ということになっております。次に下から4行目になります。店舗リフォーム助成金の150万円でございます。町内経済の活性化と町内事業者の経営改善を図るために町内業者を利用しました店舗リフォームということで、今年度も継続して実施したいと思っております。続きまして、長与町工場等設置奨励金2,411万8,000円でございます。長与町工場等設置奨励条例に基づきまして、長与町内に工場等を新設または増設し、町内産業の振興と雇用の拡大を図ることを目的しました工場等奨励措置の適用を受けようとする者に対しまして、その要件を満たしたもので固定資産税の税額相当額を補助するための奨励金ということで計上させていただきます。次に21節貸付金でございます。小規模企業振興資金預託金3,000万円、これにつきましては小規模事業者への運転資金、それから設備投資資金の融資となっております。次に小規模企業総合支援資金預託金2,000万円につきましては、創業される方への資金援助ということで融資を行うためのそれぞれ町内4銀行に預託金を行っております。以上、商工費が合計としまして8,834万円ということになっております。次に2目観光費でございます。720万1,000円になります。内訳は、19節負担金、補助及び交付金、長与川まつり補助金677万円、これにつきましては長与川まつり実行委員会の運営補助金ということになっておりますが、新年度は町制施行50周年ということで冠事業としていろいろな行事を充実を図ってまいりたいということで計画をいたしております。

続きまして196、197ページをお開きください。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設等災害復旧費でございます。これは昨年と同額の520万円ということで計上いたしております。以上が歳出でございます。

引き続きまして、214、215ページをお開きください。債務負担行為の関係調書でございます。長崎県に対する損失補償（造林資金）が214から217ページまでになります。38件となります。次がその下の森林整備活性化資金これが18件となっております。続きまして218、219ページになります。分収林機能高度化資金が3件、それからその下に林業経営維持資金が19件、それから利用間伐推進資金で2件ということになっております。次に220、221ページでございます。一番上でございます農林漁業資金による耕地等整備元利金補給が長与木場、長与岡北土地改良区の2地区分ということになっております。以上が産業振興課所管分の債務負担行為の調書ということになります。終わりになりますが、平成31年度長与町一般会計予算に係る主要な施策に関する説明でございます。15、16ページに産業振興課所管分を記載しております。それから27ページには特別職・非常勤職員報酬一覧及び33、34ページには補助金負担金一覧を掲載しております。御参照を賜りたいと思っております。以上で産業振興課所管分の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入っていきたいと思っております。

歳入につきます全体の質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

23ページから。25ページ、27ページ。いいですか。35ページ、ないですね。またあとでトータルでお聞きをしたいというふうに思います。

それでは歳出にまいります。47ページ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

シーサイドマルシェですけれども、今年度は第6回になるんですかね。雨で流れたんですけれども、こういう場合のこの補助金、多分100万円やってるんじゃないかと思うんですけど、こういう場合っていうのはどういうふうになるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

お答えいたします。一応補助金で今年度渡してる分につきましては、実績を出しまして精算というふうなことになるかと思いますが、費用の方等も掛かっておりますので、全額返金とかっていうことにはならないかとは思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そもそも、このマルシェの補助金の目的と言いますか、どういう目的、何を目的として出されているのか。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

長与シーサイドマルシェ補助金につきましては、長与シーサイドマルシェの開催の補助っていうふうになっておりますが、シーサイドマルシェ自体が長与町の特産品及び長与町内のお店のPR及び長与町内外の店の交流と、あとは観光客等の人口交流っていうこと目的として開催させていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにいいですか。67ページ、69ページ、ありませんか。127ページ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

69ページ、返礼品の取り扱いが25から18に減るということで、実際に長与町の産品って、各自治体全部そうですけれども、そういうもので返礼品を構成するようということだったと思うんですが、今現在その産品というのが限られて、この18がどういう感じで増えていくのかなと思ってるんですけれども、どういうふうな対処というか、どういうふうにご考えておられるのか、お聞きします。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

お答えいたします。今回総務省のまだ正式な発表ではないんですが、地場産品ということで長与町内で生産されたもの、加工されたものに限るというふうになっております。現在18事業所に減ってきているところではあるんですが、現在、加入をしていただいております25事業所の方に再度新しい要綱の方も配付をしております。改めて新しい長与町の特産品がないかっていうことで問いかけもさせていただいております。また、長与町の産業振興課としましても、特産品の方を掘り起こして言うんですかね、見つけるような活動の方をさせていただきたいとは思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。127ページ、129ページ、いいですかね。労働諸費、農業総務費ですね。130ページ農業振興費、133ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前の補正予算だったか、決算だったかの審議の中で、有害鳥獣対策の中で一般的なイノシシやアナグマのほかにアライグマが出たということで、また別の新たな対策をしないといけないかなという感じもしたんですが、その後何か変化があったのか、この辺りをお聞かせいただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

林田主事。

○主事（林田和真君）

お答えをします。以前私の方で回答させていただきましたアライグマの動向につきましてなんですけども、30年度につきましては、農協とか役場の会議等で周知をさせていただいておりますが、一応アライグマが出たという報告は今のところありません。31年度の予算でアライグマが出た場合に、捕まえた場合の捕獲報奨金を1頭当たり1,000円つけるような方向性をとっております。アライグマの捕獲の強化を図ろうということで今考えております。説明は以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。135ページ。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

135ページの上から6番目、岡地区基本設計負担金。これは岡地区の基盤整備事業だと思うんですが、聞くところによると非常にまだ地権者の同意とかいう部分でこれから相当やっぱり力を入れてやっていかんばいかんというふうに聞いておるんですが、行政としてこれを本物にしていくと、基盤整備を完成させて、農業所得の向上を図るとい

う行政としても意気込みが大事だと思うんですが、地元との協議等については、どの程度進んでおるのかお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。この基盤整備事業のスキームとして基盤整備をしたあとに担い手と位置づけられている若手の農業者ですとか、そういった方々にある程度の農地を集約することが条件となっております、そうすることで農家負担が限りなくゼロでできるというふうな制度設計になっております。今まさにその中心となる担い手を県央振興局、J A、地元と一緒に今ピックアップをしている段階でございます。来年度基本計画書を作る予定としておりまして、来年度中にも基本計画を作れたならば33年度以降に工事が可能となります。今、そういう状況でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

来年度中に基本計画を作るということですが、この基盤整備とか畑総事業とか、かなり大型の事業をずっと町内でも展開してきた。ところが当初の目的としたとおりにこれが展開をされているかという部分では、若干どう言いますかね、計画どおりにいってない。それは計画どおりに行くとは限りませんが、特に木場地区については、後継者の問題等もうまくいってないんじゃないかなと思うんですが、岡地区の場合はなかなか耕作放棄地も目立つ、後継者もないという部分で、この岡中央地区についても、もうほとんど専業農家がない状況、少ない状況でね、担い手と言われる人たちも結構年齢ももう上がってきておると、非常にこう心配をするわけですが、計画のための計画じゃなくて、より実践をしていくための計画にならばいかんという部分で非常に心配があるわけですが、担い手の集約、農地の集約という部分が基盤整備をすればどうなるかちょっと私も分かりませんが、そこら辺をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。おっしゃるように後継者不足というのは長与町だけではなく、全国的な問題でございます。基盤整備を行い農業しやすい圃場にすることで、若手が入りやすい圃場を作るというような目的がございます。飯盛地区におきましても、基盤整備、ジャガイモ畑をやっておりますけども、基盤整備後かなりもう若手が流入してきておまして、保育園も入れないような状況というふうになっております。そういう魅力的な農地をつくるのが今後の継承に繋がっていくと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

確かにそのとおりだと思いますが、この事業そのものは前聞いたのは一団地で10ヘクタールぐらいということを知っておったんですが、少なくともあの地区で1団地10ヘクタールというのは非常に難しいんじゃないかなという気がしとるんですが、そこから何か対策というのはあるのかお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。岡地区につきましては約19ヘクタールで計画をしております、中山間地域ですと5ヘクタール以上のかたまりが近くにあつて、合計10ヘクタール以上になればこの補助メニューが使えるようになっております。岡地区に関しては、非常に近い所で3地区かたまりがございまして、その合計が19ヘクタールということになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑はありませんか。137ページ林業総務費ですね。139ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

139ページの水産業費の大村湾漁協施設整備等負担金ということで、漁協の施設整備について、どういうことについてその負担をされるのかというのをお聞かせください。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

31年4月1日をもって大村湾漁協、川棚漁協、多良見町漁協が合併することとなっております。県の補助金のメニューで、新水産業経営力強化事業という補助金のメニューがございまして、これは平成30年から32年度までの補助金となりますが、その中で合併した漁協が行う組合員の生産物の販売強化、指導事業の強化を目的とした取組に関して補助が出まして、例えば冷蔵庫などの鮮度保持施設とか加工販売施設、ブランド化、販売促進の取組、職員が経営指導などを行う時間の確保、拡充させるための事業の効率化、施設の集約等、こういった内容であれば県の補助が2分の1出るようになっております。具体的な計画としましては、大村湾漁協本所の活魚運搬車両の購入、鮮魚及び購買品等運搬用軽トラックの購入、製氷機のカパアップ、直売所会計システムの整備、31年度に関してはこういった事業が予定されております。町の負担としましては2分の1が県の補助になりますけれども、その残りの4分の1を関係市町で按分して支払うことになっておまして、長与町の負担割合としては9.4%になっておまして、

事業費全体から計算をしますと2.35%が長与町の負担となっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

生産物の販売とか、冷蔵庫とか、活魚の製氷機とか、軽トラとか、いろいろ言われましたけども、以前はここで上がったものを周辺の販売者が競りをして持ち帰ってそれぞれの地域で販売をしとったわけですね。御存じかどうか分かりませんが。昨年ある日突然、競りを明日から止めますという紙を出されて一切他の人は買えなくなったわけですね。ここも手広くそういう施設の整備をされて商売をされてるんですけども、単純にもう一販売業者なんですよ、ここはですね。今までここで何十年も競りをしてきて、仕入れたものを販売して生業にしとった方たちもおられるわけで、それをある日突然もう競りはしませんが、一手に漁協で売りますようなことで、それはそれで自前でやられるんなら私も議員の立場として何も言わないんですが、そういうものに税金を、補助金を投入していいのかどうか、ちょっと私は疑問を持っておるんですが、そこら辺の事情っていうのは分かっておられますか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

今、議員御指摘の件ですけれども、一般の方がそこで競りをされてというところまでは、おっしゃったのは多分一般の商店、魚屋って言いますか、そこら辺の方が来られて競りをされて買って帰られて一般の方に販売されるということはちょっと把握しておりませんが、その組合員の獲られたものを買われてというような感じで買い取りと思っただけなんですけど、そこら辺はちょっと勉強不足でございました。しかし、内容としましては漁協の合併ということで、各漁協の自立と申しますか、そういうことで県の方でも漁協合併推進室というのを設けられて、再編ということをどんどん進められておるようでございます。その一環として先程申しました新水産業経営力強化事業というメニューを作って合併を推進するというか、そういう策を持っておられると思っておりますので、今回はそういうことで県の方もそういうふうに2分の1支出をされる。それから各関係市町が4分の1、それから漁協が4分の1ということになっておるようでございますので、今回は関係市町2市4町になりますけれども、そういうことで足並みを揃えて補助金を支出させていただきたいということで、計上をいたしております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の説明の中で水産物の販売のためにということで、それは周辺の漁業者の方にも関わってくる話なので、そういう面においては理解をするんですけども、御存じかと思

いますけど、正月とかとても大村湾で獲れんだろうという鮭とか、蟹とか、数の子とかまで売っとるわけですよ、大々的に広告を打ってですね。そういうものを納める冷蔵庫とか、そういったものに果たして長与町が税金を突っ込んでいいのかと私は疑問があるわけですよ。だからそこら辺はよくよく考えて対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、改めてよかですか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

そういう実態も、これからまだ関係市町集まる機会もあると思いますので、ちょっと議題に参考的にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今言われたところの上ですけれども、カキ養殖振興（体験）対策事業補助金というところがございまして、施政方針のところでもカキの養殖体験などを展開しますと書かれてあるんですが、ちょっとこの内容とかについて御説明をいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えいたします。このカキ養殖体験事業は、将来的に漁業者になっていただきたいという意図も込めた体験事業になっております。今、長与町の漁協の組合員39名いらっしゃいますけれども、やっぱり年々減少していております。このカキ養殖体験事業は大人向けへの体験事業でございまして30年度から実施はしております。31年度まで予定をしております、カキの養殖場で大人の興味のある方に牡蠣の種付けから収穫までを年間を通した体験をしていただきます。それで興味を持っていただいて将来的な漁業の担い手として参画をしていただきたいということで進めております。今年度は3名の方が受講をしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その段階からして販売に結びつくまで大体どのくらい、1年程度でいけるのかということと、年数がどのくらいかということと、あとその実施した場合大体どのくらいの収入が、要するに今後漁業して自立していくことも目指すということですので、その辺り例えばどのくらい生産すれば、自立、経営として成り立つというような何かそういった数字なりがあればよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。お答えする前にすいません、1点訂正をさせてください。30年度に関しては事業としては実施しているんですけども、町として補助金は出しておりません。漁協が今実施をしているところです。先程の質問ですけども、どれぐらいの収量を上げれば経営として成り立つのかという点につきましては、まだそこまでの計画というのはできておりませんで、まず体験をしていただいて興味を持っていただくというのが目的となっております。年間通してということで、牡蠣への生育にはもう丸々1年掛かりますので、もう丸々1年体験をしていただくというような事業になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

商店街活性化委託料のイルミネーションですけども、これは地元から何か要望とかあって取り組むような、この経緯っていうのがありましたらお願いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

当初イルミネーションを八反田公園の方でさせていただいたときは商工会の方と相談等をさせていただいたんですけども、費用等の関係で町の方が先にしますということだったんですが、昨年冬にもう一度2回目だったんですけども、八反田公園でするっていうようなことを言いましたところ、商工会の方たちの中から有志で、自分たちで出店を開きたいというようなお声がありまして、そしたら拡大をということで今年度も少し拡大をさせていただいております。それを引き継ぎまして、来年度も同じような形で、商工会の有志の方と一緒に長与町の方とでイルミネーションっていうことなんですけども、イルミネーションをしながら商店街の方にお客さんが足が向くような形で盛り上げていければなということで、この事業の方をさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは次のページ、140、141ページ。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

観光費の中の長与川まつりの補助金についてお尋ねします。31年度は50周年ということで、前年よりも277万増額して予算を計上していると思うんですけども、増額して50周年として違った形のイベントをするのか、それとも例えばステージのイベントの充実を図るのか、その内容について教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

まだ川まつりの実行委員会等も開かれてないので、はっきりとしたことはお答えできないんですが、町といたしましては花火の拡充とあとステージの充実、両面で盛り上げていければなというふうに思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

昨年はアンパンマンショーがあつて親子連れの方が結構来て、どこをターゲットに持っていくのか、すごく有名な方を呼ぶにはお金がすごく掛かるとか、そういった面もあるので集客があれば良いということではないかもしれませんが、さまざまな年齢の方が楽しんでいただけるような充実を図っていただきたいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

お答えいたします。委員がおっしゃるとおり集客だけではなくて、町の方、町外の方が来られて皆さんが楽しめるような川まつりの方を目指してやっていきたいと思っておりますし、昨年からは長崎電気軌道の方からも電車の方を貸し付けまして、そういうふうな新しい試みの方もいながら、今後実行委員会、運営委員会を開いて積み上げていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

工場等設置条例奨励金の税額相当額ということで先程説明をされておりましたけども、ここに係る分の範囲といいますか、口で言えばちょっと言いにくいかもしれませんが、その範囲をちょっとお示し願いたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

お答えいたします。範囲ということで、場所ということでお答えをさせていただきます。工場等設置奨励条例の中に奨励措置の適用工場という指定を受ける必要がございます。その中でこれが提出をされておりますけれども、その中で申請者がイオンタウン株式会社ということになっておりまして、場所は大型商業施設の用地、上っていきますと左側の方のマックスバリュ店が核となる店舗側とさせていただいて結構です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

設置要綱は町の例規集の中にあるものなので聞きますけども、この中に土地の条件として、土地の取得の日から起算して1年以内に家屋等の建設の着手があったものに限るというような条件があるんですが、ここの取得日と着手日が分かりますでしょうか。あくまでも補助の対象になるかならんかの確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

先程申しました指定申請書に添付をされておる資料がございますけれども、その資料の中では日付が平成27年11月27日ということになっていただいております。それからその後になりますけれども土地売買契約書、そういうところも確認したところです。そういうところの日にちをもって、この条例によります土地を取得したということと判断させていただいたところです。着手日は平成28年10月31日となっております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと最後に聞きますけど、先日一般会計補正予算というのが提案をされておまして、この中で固定資産税の増額が4,500万ほどあったものですから、その増額の要因についてちょっと質問をさせていただきました。そのときの答弁がそのイオンタウンの建物の課税が平成30年度から始まったもので、当初予算での時点ではまだ評価額が確定しなかったところで計上をしていなかった。途中で確定したことで補正で4,500万計上をしました。だからこの4,500万のほとんどはその建物の固定資産に係るものですよ。税務課の。今回ですね、この奨励金の当初予算の額を見ても、税額相当額ということで2,411万8,000円計上をされてるんですが、余りにもちょっと差があり過ぎる。当然2,411万8,000円の中には、土地建物、土地も含んだ額になって、当然道路で仕切られて半分というか3分の1ぐらいになるですかね、病院とか、あちらの部分は対象になっていないということですので、その分の建物を仮に減らすとしても、あまりにも差があるんじゃないかなと思ったものですから、その確認はされてますかね。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

産業振興課として出している予算につきましては、イオンタウンの方から課税の納税通知書の方を取り求めまして、そちらの方から計算というか、算出予定を立てさせていただいております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

商工振興費の長与町中央商店街等対策事業補助金65万円。昨年の私のメモがちょっと間違っなければ昨年よりは35万円増加して、そのときには小冊子っていうPRするものを作るためのっていうことで、それが間違っなければなんですけども、今回35万円増額して補助金を計上された理由というか、教えていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

昨年は委員がおっしゃるとおりパンフレット等の作成だけだったんですが、今回は商工会の方から出されました計画書の中に学生とのチャレンジショップとか、あとは創業支援等を全ての店舗とかに補助を出すのはちょっと難しいんですけども、一部補助ができればというような計画書が出ておりましたので、長与町としましても補助金の方の増額をさせていただいております。また、昨年度までやりましたミニマルシェ、イベントですね、先程出ましたイルミネーションのイベント、そちらの方の出店の方にもこちらの方の中央商店街対策事業の方から支出をしたいというような計画が出ておりましたので、その点が追加で上がった予算の内訳になります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですかね。ほかに質疑ありませんか。141ページ、それでは次に行きます。197ページ、いいですか。それでは歳入歳出全体含めて何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

溜池の部分で3か所ほど、災害に対応するためという話があったんですが、以前、山田の溜池の所は、何年か前に補強してこれで大丈夫だというふうな話になってたかなという記憶があるんですが、再度やはり必要になってくるのか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

来年度予算で上げさせていただいているのは、山田の堤、上山田の堤、火渡溜池の溜池が決壊したときの浸水想定図の作成というソフト事業でございます。平成30年11月13日に国の方が、平成30年7月豪雨を踏まえまして防災重点溜池の考え方について見直しを行ってございまして、長与町7か所今溜池あるんですけども、今2か所ですね、藤の棟溜池と七葉迫の溜池、この2か所が防災重点溜池に指定をされているんですが、11月の国の見直し基準に準じますと、残り5か所の溜池についても防災重点溜池に指定する必要がございます。それで防災重点溜池に指定をされると浸水想定区域図の作成

というのが義務づけられております。優先度の高い溜池から来年度3か所、再来年度に残り2か所を作成する予定としております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

133ページ、19節ですけども、木場地区と岡地区の施設管理補助ですね。補助金を出してもらって地区的には喜ばれていると思っておりますけども、だんだんだんだんこれも長くなって、いろいろ配管とかいろいろ故障が来つつある中で、これから先の補助金としてどのように考えておられるのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

補助金の期間ですけども、これは期間を限定して木場が平成36年度まで、岡北が平成38年まで、この施設管理補助金が継続されるわけです。そのためにやっぱり最終的にはその土地改良区の方で全て賄っていただくということでいろいろと計画をされておりまして、木場地区の方もそういうことがもう分かってらっしゃいますもんですから、そういう財政的なことについても集落内、土地改良区の中でいろいろ協議をされているみたいで、岡北についても同じくそういう期限は分かっていると思いますので、そういうことになって自助努力という形になっていくと思うんですけども、今後やはり経年劣化っていいですか、地元では対応できないような大きな機械も、ポンプ室に入ってくださいと良く分かるんですけど、結構特殊なやつも入っておりますので、そこはそこでやはり地元と協議しながら修繕等が起きた場合にはまたこういう機会に委員の皆様にもお願いを申し上げてそういう機会も出てまいろうかと思うんですけども、当面はそういう形で決まっておりますので、補助を継続していきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

畑総の方で管理を今後のことは考えていくということですけども、なかなか努力はせんばですけども、収入源がなかなか無いもんで、無いと思うんですよ。そういった面ではよろしくお願いをしたいと思います。答弁はいりません。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

施政方針の中で農業用資材の産業廃棄物処理に対する支援を新たに開始するというふうに謳ってあるんですけども、これはもう予算項目としてあるのか、ちょっとそこを

お伺いしたいのと、あと具体的にどういった支援になるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

133ページのブランド商品生産対策事業補助金131万9,000円の中に含まれておりまして、従来からミカンのブランド化を上げるためにマルチシートですとか、薬剤に関して補助を行ってまいりましたが、農業者の方からマルチシートを剥がした処分品についても補助をお願いしたいという要望も従来からございました。この処分費についても補助として認めるという方向で今回改定させていただいております。具体的には処分費の3分の1を町の方で補助するという形で組んでおります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとそれに関連なんですけど、農家の方々が野焼きをされますよね。私が聞いたのは三彩団地と多目的研修集会施設がある辺りのちょっと上の方で野焼きをされてるので、その近隣に住んでおられる方が普通の伐採した木の匂いじゃなくて、プラスチックとか、そういうビニール系の匂いがするんだという話があったんですね。そういうものとも関連するのか、野焼き対策も含まれているのか、その辺りもお聞かせいただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

その方が農業者かどうかは、こちらは把握しておりませんが、おっしゃられた地区で野焼きの事案が発生してるというのは、私どもも聞いたことはあります。ただ、こういった廃棄物を焼却することについてはちょっと部署違いますけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律がございまして、それで罰せられることになります。農業者については剪定した枝、木については野焼きすることは認められておりますけども、廃棄物については焼却することは一切認められておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

133ページなんですけども、長崎西彼地域有害鳥獣対策協議会負担金ですけども、その協議会の中で出てくるか、出てこないか分かりませんが、長崎市も含めて近隣周辺自治体の有害鳥獣の状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

林田主事。

○主事(林田和真君)

長与町についてはある程度把握をしてるんですけど、西海市、長崎市、時津町については、イノシシの捕獲頭数とか、そこら辺は今資料が無いためこの場でお答えすることはできませんが、最近は何とかなの被害とかよりも市街地にイノシシが出没する機会が増えておまして、それを今後どうやって対策をしていこうかっていうことで、長崎西彼地域有害鳥獣対策協議会の総会とかでも話し合っているところでございます。

○委員長(岩永政則委員)

喜々津委員。

○委員(喜々津英世委員)

町長の施政方針に書いてある中でちょっとお尋ねをしたいんですが、19ページに商工関係について書いてありまして、経営支援となる小規模企業振興資金では返済期間の延長などの拡充を図り、小規模企業者に寄り添った融資制度の充実を図ってまいりますと書いてあるわけですね。で、この返済期間の延長ということについて、商工会あるいは商工業者からそういう申し出があっておるのかどうか、それをまずお尋ねをしたい。

○委員長(岩永政則委員)

中嶋理事。

○建設産業部理事(中嶋敏純君)

まず、この資金について町内4銀行に預託金ということで預託をしますときに、毎年協議をさせていただいております。そのときに銀行からの要望とございますか、聞き取りとかそういうお話の中で延ばしたのが小規模企業振興資金の方なんですけれども、経営とそれから設備投資なんですけれども5年を7年にしました。そういうことで事業者からの要望が5年はやっぱり短過ぎると、7年に延ばして欲しいとか、そういう要望も続けて2年ぐらい継続してあっておりましたので、その分につきまして5年から7年ということで延長させていただいたところです。以上です。

○委員長(岩永政則委員)

喜々津委員。

○委員(喜々津英世委員)

5年から7年に延長をすると返済方法についても変えていくのか。例えば猶予期間を設けて実質5年間で払うのか。あるいは7年間の分割ですのか、そういった返済方法等についてもいろいろ考えがあらうかと思えます。例えば7年間で払ってもらっても、従来どおり2年間は元金返済猶予で利息だけを払ってくださいというやり方、非常に良いように見えるけれども、3年目から元金を払うときになって、例えば経営状態が悪化したとか、あるいは不景気になったとか、そういう業者の経営を圧迫する要因が出てくれば業者にはマイナスになる。農業関係で私は苦い思いがあるんですが、ミカンが安くて制度資金を作ったけども、猶予期間を設けて3年後から払うと3年後はまだ暴落がひどかったと本当に苦い経験があるもんですから、そこら辺を踏まえて返済期限を単に

延長するだけでは、商工業者のためにならんとじゃないかなって感じがしたもんですから。ここら辺についてはどういう考えでおるかお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

委員おっしゃるとおり、そういうところも本当に懸念されるところでございます。内容としましては返済期間だけの変更留めておまして、据置期間とかそういうのは変えていない状況です。県内市町こういう融資事業を展開されております。その中で比べてみますと、やはり長与町が5年というのをしておりましたけれども、5年というのが他の市町はあまりなくて、もうちょっと長い7年とかっていうのがございましたので、そういう方向にも合わせたところなんです。なお、もう1つ小規模起業創業支援資金というのがございます。そちらの方は当初から7年ということにしておったわけなんです。今回一緒にしたというようなこともございますけれども、そういうところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

直接予算には出てきてないんですか、商工費についての考え方で1点お伺いしたいのが、最近テレビでキャッシュレス決済、スマホ決済ということで、現金以外のカードとかスマホで決済をするという。それを拡大しようというような話があるんですが、31年度等でそういったものに対する何か国から示されたり、方向性、あるいは補助とか、そういったものっていうのは出てこないのかどうかはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

キャッシュレスに関する補助金についてなんですけども、国の方から指針が示されておりまして、既に県の商工会等を通して町内商工会の方から補助金の方が出るような流れができております。キャッシュレスの分につきましては、町を通さずに商工会に申請という。今のところそういう流れ、要綱だということで伺っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

町を通さないということで大体流れとしては分かるんですが、一定その町としてもこれによってどのくらい進捗するかなんかというのを掴むようなことっていうのは可能なのか、またそういう仕組みというのはあるのかですね。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

西そのぎ商工会長と支所の方に1度そのような希望等があるのかというのをお尋ねをさせていただいておりますが、現在のところその補助金を使ってという所はないというふうには把握はさせていただいています。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

まだ質疑が続くようだったら休憩を取りたいというふうに思いますけども、1時間半過ぎました。11時15分まで休憩します。

（休憩 11時04分～11時13分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。引き続き質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは以上をもって産業振興課の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまから土木管理課の審査に入っていきます。説明を求めます。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

それでは議案第11号平成31年度の長与町一般会計予算土木管理課の所管分について御説明をいたします。まずは予算書の9ページをお開きください。第3表地方債。2段目道路橋梁事業と6段目公園施設長寿命化事業が土木管理課の所管分になります。

続きまして、一般会計予算に関する説明書の方から歳入の部から御説明をいたします。まずは14、15ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料1節道路橋梁使用料の収入見込額が645万6,000円で、これの内訳は電気、電話、電柱電線ですね、こういったものの道路占用料になります。同じく2節都市計画使用料の中の一番上、公園占用料59万6,000円、こちらも道路と同じく電柱電線等の占用料になります。6段下になります。中尾城公園使用料32万4,000円、こちらは草スキーとかモノレール、こちらの使用料になります。2段下の都市公園使用料1,000円は存目計上であります。その下、潮井崎交流館施設使用料2万4,000円は、展示ホール、冷暖房、シャワー、こういったものの使用料になります。節の合計で94万5,000円を見込んでおります。3節住宅使用料こちらは4,792万8,000円で東高田、西高田、岡岬3団地の町営住宅の現年分の使用料を見込んでおります。2段下、5節町営住宅駐車場使用料は344万2,000円を見込んでおります。4節

と6節につきましては、住宅使用料、駐車場使用料、それぞれの滞納繰越の見込額を計上しております。次に18、19ページをお開きください。2項手数料3目土木手数料1節住宅手数料は存目計上しております。

次に20、21ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋梁補助金は2,375万8,000円で、こちらの内訳としましては、安全で快適な地域社会の創造補助金として長与中央線の舗装工事と三彩地区の路面の調査。ほかにも定林橋側道橋の仮設に伴う調査費、こういった事業を計上しております。また、道路橋長寿命化による安全性の確保事業補助金は、橋梁長寿命化計画の更新計画とか、三彩橋の補修に伴う調査、ほかにも橋梁の詳細点検などを計上しております。2節の都市計画補助金1億1,000万のうち、公園長寿命化対策支援事業補助金1,000万円で、こちらは公園の複合遊具改良工事を3件分計上しております。4節の住宅費補助金こちらは1,496万9,000円、住宅・建築物アスベスト改修事業補助金が25万円、住宅・建築物耐震改修事業補助金が67万5,000円、ほかにも公営住宅等ストック総合改善事業補助金1,314万4,000円、こちらは西高田公営住宅の外壁改修の補助金になります。ほかにも町営住宅全体の長寿命化計画の見直しの補助金、こういったものが含まれております。住宅性能向上リフォーム支援事業補助金45万円、子育て応援宣言住宅支援事業補助金45万、こちらは多子とか、3世代こういったものの中古住宅取得、その後のリフォームの補助金になります。

次に24、25ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金6目土木費県補助金、長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金15万円です。これは2件分計上しております。長崎県子育て応援宣言住宅支援事業補助金100万円。こちらは5件分を想定しております。次に26、27ページをお開きください。14款県支出金3項委託金6目土木費委託金1節土木費委託金は存目計上しております。2節港湾費委託金こちら全て港湾施設の管理委託の事務委託金になります。続きまして28、29ページをお開きください。16款寄附金1項寄附金4目土木費寄附金は存目計上しております。次に32、33ページをお開きください。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入につきましては、上から7行目清涼飲料水自動販売機設置使用料367万3,000円のうち50万4,000円、2行下の各種施設使用料電話料は中尾城公園分の1,000円を計上しております。34、35ページになります。上から8行目、中尾城公園施設使用者傷害保険料精算金を1,000円存目計上しております。10行下の町営住宅光インターネット装置設置料7万7,000円、その下の境界立会他証明書等交付手数料9,000円を計上しております。次に36、37ページをお開きください。20款町債1項町債2目土木債1節道路橋梁事業債3,250万円は、長与中央線の舗装工事とか、西高田日当ノ尾線こちら舗装工事を考えております。ほかにも定林橋の側道橋事業こういったものに伴う起債となります。2節都市計画事業債は一番下の公園施設長寿命化事業充当債900万円が土木管理課の所管となります。以上が歳入の部になります。

続きまして歳出の部でございます。140、141ページ、続けて142、143ページをお願いします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費2節給料から4節共済費までは、部長を含めた土木管理課職員の人件費10名分になります。7節賃金につきましてはパート賃金として1年分を計上しております。9節旅費、11節需用費につきましては経常的経費になります。13節委託料につきましては道路台帳整備委託を含む4件分になります。14節使用料及び賃借料につきましても経常的経費。19節負担金、補助及び交付金につきましては、国道207号の塩床地区工事の県事業の負担金450万円を含むほか各種協会の負担金となっております。2目急傾斜地管理費13節委託料につきましては法面調査や草刈り等を計画しております。15節工事請負費につきましては急傾斜地の維持補修になります。ともに例年どおりの費用を計上しております。続きまして144、145ページをお開きください。2項道路橋梁費2目道路維持費11節需用費は経常的経費になります。13節委託料につきましては、通常費用として街路樹の剪定とか、除草委託があります。ほかにも水道課と共同でやることとなりますけど、西高田日当ノ線の舗装の強度施工1,500万円、ほかに定林橋側道橋の設計に2,000万円、三彩地区の法面の調査に2,500万円などを計上しております。14節使用料賃借料は経常的経費になります。15節工事請負費につきましては通常工事の維持工事が3,500万円。ほかにも長与中央線の舗装工事を2,700万円計上しております。続きまして3目道路新設改良費9節旅費、11節需用費、16節原材料費は経常的経費になります。15節工事請負費は本川内佐敷線の道路拡幅工事を計画しております。続きまして4目橋梁維持費13節委託料は、橋梁長寿命化計画の更新の業務、ほかにも橋梁点検とか、三彩橋の修繕の補修ですね、こちらの詳細設計を計画しております。続きまして146、147ページをお開きください。3項河川費1目河川総務費9節旅費、11節需用費、12節役務費については経常的経費になります。14節使用料賃借料、16節原材料も同じになります。13節委託料につきましては斉藤地区の排水ポンプの保守点検、ほかにも河川除草の費用とか、こういったものになります。15節工事請負費につきましては、通常維持工事に加えニュータウン地区の河川擁壁の工事を計画しております。19節負担金、補助及び交付金につきましては高田川改修に伴う県事業の地元負担金こちらが主なものになります。続きまして4項港湾費1目港湾整備費9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては経常的経費になります。13節委託料につきましては全額が長与港港湾施設の管理業務委託金になります。19節負担金補助及び交付金につきましては県事業地元負担金になります。こちらが潮井崎地区と白髭地区の改良工事を予定しております。続きまして150ページ、151ページ、その次の152、153ページまでいきます。こちらをお開きください。5項都市計画費5目公園緑地管理費9節旅費は経常的経費になります。11節需用費につきましては、植樹祭や花の苗事業のための花の苗こちらが多く含まれております。ほかにも水道、電気、下水道、ガスの使用料とか修繕費ですね、こういったものが含まれております。12節役務費に

つきましては、中尾城公園の入園者に対する保険、植樹祭等の参加者に対する1日保険、こういったものの保険料となります。13節委託料につきましては、各公園のトイレの清掃、シルバー人材センターに委託しております。こういったものとか、中尾城公園、潮井崎公園の施設の管理こういったものがあります。14節使用料及び賃借料、こちらの主なものは借地公園の賃借料ですね、ほかにもAEDとか、券売機などの賃借料になります。15節工事請負費、こちらにつきましては1億3,200万円のうち3,200万円が土木管理課所管になります。内訳は山ノ口公園、あじさい公園、青空公園、この3公園の複合遊具、それぞれ1基ずつの3基こちらの方に2,000万円、通常の維持工事に1,000万円、中尾城公園の工事に200万円となります。16節原材料費は経常的経費でございます。18節備品購入費につきましては、草刈り機などの管理機器を購入を予定しております。19節負担金、補助及び交付金は、公園関係の協会の負担金となります。続きまして、6節住宅費1目公営住宅費管理費9節旅費、11節需要費、12節役務費までは通常支出になります。154、155ページ。13節委託料の主なものとして町営住宅の剪定委託、ほかにも来年度更新になります長寿命化計画の策定の委託料、ほかにも町営住宅の長寿命化工事の監理委託料などになります。14節使用料賃借料は経常的経費になります。15節工事請負費は西高田町営住宅A棟の長寿命化工事を考えております。19節負担金、補助及び交付金は通常経費になります。続きまして、2目安全・安心住まいづくり支援事業13節委託料は耐震診断の委託料になります。19節負担金、補助及び交付金は、耐震診断やアスベスト診断の補助金となります。続きまして3目建築費19節負担金、補助及び交付金につきましては、住宅性能向上リフォーム補助金と子育て応援宣言住宅支援事業2つになります。196、197ページをお開きください。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路等災害復旧費9節から19節負担金、補助及び交付金まで、こちらの経費は例年どおりの災害復旧経費を計上しております。以上が説明になります。なお、主要な施策の成果に関する説明書につきましては、17、18ページ及び35ページですね、こちらが土木管理課所管になります。御参照のほどよろしく願いいたします。

以上が31年度土木管理課所管に関する当初予算に関する説明でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、質疑にまいります。歳入一括して質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

中尾城公園の使用料で携帯の基地局が2つあると思うんですが、その分も含まれておるのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えいたします。中尾城公園の基地局の敷地に係る面積分も占用料の方に加算をして請求をしております。2つとも入っております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにいいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

同じく中尾城公園で草スキー、モノレールの使用料ということで入っておりますけれども、滑り台がもう利用停止になってから2、3年になるかと思うんですけども、改修にもお金が掛かる、撤去にもお金が掛かる、町のメインの建造物ということでそのままにされてますけれども、どうせだったら利用できるよということ考えた場合、町としてどういうふうな今後展開をしていくのかっていうのを分かれば教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

中尾城公園のスライダーに関しましては、今年度公園長寿命化の計画を策定しまして、その中に計上しております。ただし、年度的には再来年度ぐらいにまず計画を練って、その次の年とかにできればいいなどは考えておりますが、予算の都合上どうしても県との補助金の兼ね合いもありますので、あとは町の財政と県の補助金の話を含めてなるべく早くできればと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですかね。19ページ、いいですか。25ページ、27ページ、土木費委託金ですね。29ページ、寄附金。いいですか。行きますよ。33ページ、35ページ、町債37ページ、いいですか。なければ歳出にまいます。145ページ、土木費ですね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

143ページの急傾斜地管理費の中に法面維持委託とか、その下に急傾斜地維持補修工事とかありますけれども、長与ニュータウンの背後地と言いますか、大きな法面がありますが、その管理と言いますか、チェック等も含まれているのかどうか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

長与ニュータウンについても含まれております。町内全域の法面という考えであります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その法面の部分が草木がずっと生えてきておりまして、一方ではそこで根が張るといことで地盤を固めるという面もあろうかと思うんですが、もう一方では余りにも繁茂し過ぎるとコンクリート等のクラックなんかが入ってるのか、入ってないのかがなかなか見分け難しいんじゃないかなという気がするんですが、ここの安全性のチェックというのは、そういった場合に確実になされるのかどうかという疑問があるんですが、ここはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

委員がおっしゃるとおり、そういったクラック等も確かに認識はしております。ただ、こちらが結構大きなものになりますので、もし今後やっていくとなると大々的に予算化をしてからやっていこうと考えております。今現在は、予算の許す範囲で委託、調査、私達所管による目視等で調査をずっと続けてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにないですか。145ページ。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

145の15節の下から3番目、工事請負費関係で本川内佐敷線の拡幅工事と言われてましたけども、ちょっと内容を教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

こちらにつきましては、今年度も行いました長与ダムの下側の道路の拡張工事を考えております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。147ページ。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

河川総務費の13節委託料の河川管理委託料についてお尋ねしたいんですけども、最近雨がすごく多かったりとかいうときに、昼間だったかちょっと覚えてないんですけど、ペットボトルとかいろんな物が長与川に、ごみがすごく浮遊してたのを見たんですけど、定期的にシルバーの方に依頼して清掃とか草刈りとかはされているんだろうと思うんですけども、この河川の清掃は年にどれくらいの頻度でされてるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

定期的に行ってるものはありませんが、草刈り等は長与川まつり前とかに切らせていただいたり、特にひどい時にはうちの作業員がシルバーの方でいますので、そちらの方に目立ったときにはやっておりますし、水道局の方でも長与川の清掃というのは結構やっていたかと思っています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

草刈りはしてますし、長与川まつりの前にシルバーの方が草を刈られて、そして長与川に付随する住民の方にも、これは環境の方だと思うんですけども川の清掃をしていただくということで自分も毎年参加をしてるんですけど、こういったすごく雨が降ったときとか、やはり長与川の水は飲み水になるわけなので、住民の方とか通った人が汚いなどと思うようなことでは良くないんじゃないかなと思うんです。だから、そういったところで、もうこれは管理課だけの問題ではないと思うんですけども気付いたときにはちょっともう少し気を配っていただきたいとか、それがちょっと浮いてたからどうかとかそういうことではないかと思うんですけども、住民の感覚としては何か汚いなというふうに思われぬような対策をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

長与川については基本的にまず県管理の2級河川という状態であります。そのためお願いは県の方にはしてるんですが、やはりどうしてもそういったその目先の部分、汚れとかごみとかというのはどうしても即座に対応していただくのが難しい部分がありますので、町でできる範囲でやっていきたいと思いますが、何せやはり広い量になりますので、あとはうちでできる範囲で努力しますと、こういったお答えになるかと思っています。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

河川補修工事費のこのニュータウンの河川ってどこの部分でしょうか。ちょっとその詳細をお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

箇所につきましては、今新しくできてる池山の団地がありますよね。あれの道向かい側のニュータウンから下りてくる河川といいますか水路、こちらが池原地区にあります。

その水路の部分で今回工事をさせていただくこととなります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。次行きますよ。151ページ、153ページ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

151ページ、需要費のところでお聞きします。先程、植樹祭とか、花の苗というのは花いっぱい運動のことかと思えますけど、1年に2回が1年に1回、去年は減ったんですが、花の苗自体は一年草というか、多年草というか、そういうふうに変ったわけではないんですけど、以前同僚議員も質問されてましたけれども、管理がしやすい花の苗というのをやっぱり選択するべきかなと。というのはやっぱり管理をする人が各自治会ともいるところばかりではないので、その辺の検討というのをお願いしたいなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

昨年度、御提案をいただきまして、街路に近い分については宿根草という形でさせてもらいました。今後、自治会とか老人会とかに配布する分につきましても協議をしていきたいと思えますけど、うちの方から全てを宿根草系にするというのもまだ決めれない部分もありますので、新年度になりまして予算が確定してから、そこは各自治会等と話は詰めさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

公園整備工事費のところでお尋ねをしたいんですが、さっき聞いた道の尾中央公園とか、主要な施策の中には、山ノ口公園、あじさい公園、青空公園というところで整備をされるというふうに聞きましたけれども、先日、山ノ口公園の藤棚が腐れて、町に言ったってなかなか対応してくれなかったと。あなたは山ノ口公園に行ったことがあるのかと、かなりお叱りを受けて、最近行ってなかったんで、そこは把握していないんですけども、この山ノ口公園だけではなくて、上がってる3公園を含めてどのような長寿命化というか、公園自体の例えばグラウンドとか、土の入れ替えとかがあったりするものなのか、それとも何っていうんですかね。もうちょっと遊具を入れるとか、そういったことを計画されてるのか、どのようなことで予算が上がっているのか教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

公園施設の長寿命化になります、基本的にはですね。その内容からいくと土の入れ替

えとか乗り入れ口を変えるとか、こういったものについては基本的に補助対象外になります。あくまでも施設のみ、遊具とか、フェンス、先程言われました藤棚とか、東屋、あくまでも公園内にある施設こういったものが対象となります長寿命化の工事を次年度から10年かけてやっていこうと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

担当課にお聞きしたので難しいかなと思うんですが、山ノ口公園辺りになると子どもたちがよく遊びに来て、学校の休みのときにはお家に帰りましょうっていう放送がありますよね。通常の学校があつてるときには、なかなかこれから先、明るい時間が増えていくと子どもたちがなかなかですね、時計を持ってる子はいいいんですけども、山ノ口公園とかに時計があればもう少し良いんじゃないかという意見があつたんですね。確か御相談したところ、そうしますと全部の公園につけなきゃならないし、そういう整備等でも簡単なもの例えば安いものをぼっとつけとくっていうわけにはやっぱり公園ですから、私たちでも勝手にできないわけですよ。ただそういう話は確かにそうだなと思うんですね。余り遅い時間まで子どもたちがずっといるとやはりいろんな面で防犯上も良くないし、これは特定の公園ですけれども、全体の公園に全部つけろというのはなかなか難しいかとは思いますが、そういった意見に対してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今回の長寿命化の中ではあくまでも現存あるものになりますので、まず対象外となります。もし、つける場合は新設という形になりますので、今のところ考えというのは、担当課としては考えてはいないところであります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか、155ページ。いいですか。それでは199ページ。

それでは全体的に歳入歳出含めて何かございましたら。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

公園なり道路なりで私がもう行政運営の中で一番無駄だと思つとるのが、この除草の管理費だと思つてるんですよ。今年も予算計上されてるんですけども、何かちょっと工夫をして、考えられて、例えば何ですか使いやすい除草シートとかこういったものも出てきておりますし、何かそういう工夫をするような考えというのは持つておられないか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

委員がおっしゃるとおり雑種地、道路等の除草作業というのが大変もうすごい量になっております。今年度も南小とかの法面工事とかでやったんですが、言われるとおり草が生えにくいような防草シートですね、こういったところをやったりもしております。ただこれも10年ぐらいしかもたないということで、根本的に費用対効果を考えると微妙な部分もあるもので、その辺はやっぱり他市町村も含めて勉強して行って、少しでも今後減るように頑張ってお力していきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これは税務課の方でも聞いたんですが、昨年3月に町長の専決処分に関する条例を全面改定をして、特に公営住宅の使用料の徴収に関しては1件100万以内のものについては、議会の議決を付さなくても処理ができるというふうに変えたわけですね。その後、この使用料の収納に当たって、そういう例えば支払い督促とか、そういったものが行われて回収に繋がっているのかどうか現状を聞かしてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今、委員が言われた対象となる案件は存在しておりません。なるべくそうならないように、その前の段階で少しでもアポイントをとって、相手方と話をしてとにかく滞納を減らしていくというのを優先的にやっておりますので、強行的な話になることは現在ありません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、滞納で最も多い人で例えば何年間滞納して、額が幾らか、それを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

お答えします。住宅使用料で最も滞納されている方が、期間が平成16年から平成26年度まで、額が276万9,200円です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

276万9,000円ということですが、具体的にこの方に対しては、例えばその入居者あるいは保証人ひっくるめていろいろ支払い、督促に係る手続き等はやったのかどうか、それだけ聞かしてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この方につきましては、現在、町営住宅に住んでおりません。ただし、毎月少額ながらいただいておりますので、不納欠損とかそういった形で次のステップに進む予定は考えておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

全体的にはほかにありませんか。ないようでしたら質疑をこれで終わりたいと思いますが、いいですか。

それでは以上で、土木管理課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

13時15分まで休憩をいたします。

（休憩 12時00分～13時14分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまから都市計画課の審査に入ります。説明を求めます。

日名子課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

それでは、議案第11号平成31年度一般会計当初予算の都市計画課所管分につきまして御説明を申し上げます。一般会計予算書の8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。高田南土地地区画整理事業に係る特別会計繰出金として、平成31年度から平成36年度までにおいて限度額37億5,434万5,000円を計上しております。次に9ページをお願いいたします。第3表地方債でございます。詳細につきましては、歳入予算として後ほど御説明を申し上げますが、上から3段目土地地区画整理事業8,730万円につきましては、高田南土地地区画整理事業での補助裏分としての起債借入でございます。その下、街路事業9,000万円につきましては、都市計画道路西高田線の補助裏分としての起債借入でございます。またその下、市街地整備総合交付金事業5,400万円につきましては、高田南土地地区画整理事業地内において、高田越トンネルの上部付近に整備予定の仮称道の尾中央公園の工事費に係る補助裏分の起債借入でございます。それでは、予算に関する説明書におきまして説明申し上げます。

まず歳入から申し上げます。説明書の20、21ページをお願いいたします。13款国庫支出金2項4目土木費国庫補助金ですが、都市計画課の所管分は2節の一部と3節でございます。まず2節都市計画費補助金の都市計画課所管分は活力創出基盤整備総合交付金1億円を計上しております。補助率50%で事業費ベースでは2億円となります。これは歳出の150、151ページ、8款5項4目街路整備事業費として、都市計画道路西高田線の補助対象事業費2億円へ充当する交付金でございます。続きましてその下、3節市街地整備総合交付金の4,200万円につきましては、まず公園整備事業費交付

金として4,000万円を計上しております。これは歳出の152、153ページ、8款5項5目公園緑地管理費15節工事請負費1億3,200万円のうち都市計画課所管分1億円に充当する交付金でございます。具体的な整備内容といたしましては、高田越トンネル上部付近に整備予定の仮称道の尾中央公園の造成工事となっております。次に事後評価業務費交付金200万円につきましては、これは歳出の148、149ページ、8款5項1目都市計画総務費のうち13節委託料の土地再生整備計画事後評価業務委託料500万円へ充当する交付金でございます。これは現在都市計画課で活用している国の補助事業の一つであります都市再生整備計画事業について、現在の計画期間が完了することから補助金の要綱に定められている事後評価を行うものでございます。続きまして、説明書26、27ページをお願いいたします。14款県支出金3項6目土木費委託金ですが、都市計画課所管分は3節都市計画費委託金1,000円で、都市計画法に基づく許認可事務の権限移譲交付金でございます。続きまして15款財産収入1項1目財産貸付収入、土地貸付収入ですが1節土地貸付収入400万3,000円のうち、3,000円を都市計画課所管分として計上しております。これは長与中央橋の県道側交差点付近の町有地の一部を民間事業所へ貸し付けている土地貸付収入でございます。続きまして30、31ページをお願いいたします。17款繰入金1項3目土地区画整理事業特別会計繰入金1,000円ですが、高田南土地区画整理事業の保留地処分金を特別会計から一般会計へ繰り入れするものでございます。続きまして32、33ページをお願いいたします。19款諸収入5項1目1節雑入ですが、下から2段目の都市計画地図売払収入5万円を計上しております。続きまして36、37ページをお願いいたします。20款町債1項2目土木債2節都市計画事業債でございますが、このうち土地区画整理事業充当起債として8,730万円、それとその後、街路事業充当起債として9,000万円を計上しております。土地区画整理事業充当起債につきましては、歳出の150、151ページ、8款5項2目土地区画整理費28節土地区画整理事業特別会計繰出金へ充当するものでございます。街路事業充当起債につきましても、同じく歳出の8款5項4目街路事業費の都市計画道路西高田線の補助対象事業費へ充当するものでございます。続きまして3節市街地整備総合交付金事業債につきましては、公園整備事業充当起債として5,400万円を計上いたしております。これは歳出の152、153ページ、8款5項5目公園緑地管理費15節工事請負費1億3,200万円のうちの都市計画課所管分1億円に充当し、高田超トンネル上部付近に整備予定の仮称道の尾中央公園の造成工事を実施するものでございます。これまでが都市計画課所管分の歳入予算でございます。都市計画課所管分の歳入予算の総計は3億7,335万5,000円となります。

続きまして歳出でございます。144、145ページをお願いいたします。8款2項1目道路橋梁総務費でございます。9節旅費、11節需用費につきましては経常的経費でございます。13節委託料につきましては土木積算システム保守点検委託料として30万3,000円。14節使用料及び賃借料につきましては土木積算システムの借上料

として74万3,000円を計上いたしております。19節負担金、補助及び交付金につきましては経常的経費でございます。以上道路橋梁総務費の歳出合計額は、昨年度当初予算より9万2,000円減の140万6,000円でございます。

続きまして148、149ページでございます。8款5項1目都市計画総務費でございます。1項報酬8万5,000円は都市計画審議会開催に係る委員報酬として計上いたしております。次に、2節給料3,615万7,000円、3節職員手当2,225万4,000円、4節共済費1,165万2,000円につきましては職員11名分の人件費を計上いたしております。7節賃金、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料は経常的経費でございます。13節委託料につきましては、歳入の説明と重複をいたしますが、現在、都市計画課で活用している国の補助事業の1つである都市再生整備計画事業について、現在の計画期間が完了することから補助金の要綱に定められている事後評価を行うものでございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄の上から2つ長崎県都市計画協議会負担金及び都市計画協会負担金は経常的経費でございます。都市計画基礎調査負担金につきましては、概ね5年ごとに行う都市計画の区域区分の見直しに向けた基礎調査の地元負担金を計上いたしております。以上、都市計画総務費の歳出合計額は、人件費を除き昨年度当初予算より1,803万8,000円増の1,910万2,000円でございます。続きまして150、151ページでございます。8款5項2目土地区画整理費でございます。17節公有財産購入費は、西彼中央土地開発公社において先行買収しておりました土地を買い戻すものでございまして、6,233万4,000円を計上いたしております。19節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。28節繰出金4億5,036万8,000円は長与町土地区画整理事業特別会計への繰出金として計上いたしております。これは高田南土地区画整理事業に係る事業費の補助裏負担分や地域開発事業債償還金等に対する繰出金でございます。以上、土地区画整理費の歳出合計額は、昨年度当初予算より1億1,094万7,000円減の5億1,279万6,000円でございます。

続きまして、同じページの8款5項4目街路事業費でございます。9節旅費及び11節需用費は、街路事業に伴う経常的経費でございます。12節役務費3万6,000円は用地契約時の印紙代として計上いたしております。続きまして13節委託料1,500万円は、西高田線の拡幅区間における補償算定及び用地測量等に係る経費を計上いたしております。15節工事請負費9,000万円は、西高田線のうちパチンコ店より北陽台高校入口までの道路築造などを予定いたしております。17節公有財産購入費6,000万円は西高田線現道拡幅区間の用地購入費を計上いたしております。19節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。22節補償、補填及び賠償金1億200万円でございますが、これにつきましては西高田線現道拡幅区間における補償費を計上いたしております。以上、街路事業費の歳出合計額は、昨年度当初予算より2,902万1,000円増の2億7,025万8,000円でございます。続きまして、同じペ

ージ8款5項5目公園緑地管理費でございます。9節旅費3万8,000円のうち8,000円が都市計画課所管分でございます。11節需用費につきましては、説明欄の一番上の消耗品費の385万4,000円のうち1万9,000円が都市計画課所管分でございます。続きまして次のページをお願いいたします。152、153ページでございます。15節工事請負費1億3,200万円のうち1億円が都市計画課所管分でございます。歳入の説明と重複をいたしますが、高田南の高田越トンネル上部付近に整備予定の仮称道の尾中央公園の造成工事を実施するものでございます。以上、公園緑地管理費の歳出合計額は、昨年度当初予算より8,999万5,000円増の1億2万7,000円でございます。また以上が都市計画課所管部の歳出予算となっております。都市計画課所管分の歳出予算の総計は9億358万9,000円となっております。

続きまして、224、225ページをお願いいたします。債務負担行為の支出見込額等に関する調書でございますが、都市計画課所管分としてページ中段辺りになります西彼中央土地開発公社所有地購入費に関する事項で2件掲載をしております。高田南とふれあいセンターでございます。予算に関する説明書については以上でございます。

最後に主要な施策に関する説明書について御説明申し上げます。主要な施策の説明書の17、18ページをお願いいたします。下の方が都市計画課でございます。8款5項2目の土地区画整理事業、高田南土地区画整理事業4億5,036万8,000円は高田南土地区画整理事業の推進を図るため土地区画整理特別会計への繰出金でございます。財源の内訳といたしましては、地方債が8,730万円、一般財源3億6,306万8,000円となっております。補助裏相当分、事務費、地域開発事業債の償還金を含め一般会計から特別会計と繰り出すものでございます。4目の街路事業についてですが、都市計画道路西高田線の整備事業を推進するものでございまして、予算額2億7,025万円でございます。財源の内訳といたしましては、国県支出金1億円、それと地方債9,000万、その他3,000円、一般財源8,024万7,000円となっております。5目公園緑地管理費でございますが、仮称道の尾中央公園の整備を行うものでございまして、予算額1億2万7,000円でございます。財源の内訳といたしましては、国県支出金4,000万、地方債5,400万それと一般財源602万7,000円でございます。

以上が都市計画課所管分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

8ページ並びに歳入について質疑を受けたいと思います。ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

債務負担行為繰出金37億5,434万5,000円ですが、受ける側の特別会計の債務負担が54億9,000万、この差額は何で充当されるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

お答えいたします。特別会計で計上しております債務負担額との差額については、国庫補助金並びに県補助金、こちらは特別会計の方で収入をいたしますので、そちらは一般会計繰入金には含まれませんので、こちらとの差額になっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですね。歳入全般について。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく8ページの債務負担行為の部分でお伺いしたいんですが、これが平成31年から36年までということであります。確か本会議の中で6割が起債で4割が一般財源だという話だったというふうに思うんですが、この36年までの年度ごと計画というのが恐らくあって、それから積み上がったんじゃないかと思うんですが、ちなみに今それが分かれば大体どういうふうな年度ごとの計画となるのか。

○委員長（岩永政則委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

高田南土地地区画整理事業の一括施工に係る債務負担行為額についてでございますが、まず今回の金額の設定につきましては、高田南土地地区画整理事業について事業計画に定める総事業費というものがございます。約316億円になってございますけれども、この金額に対して現時点までの予算の執行額を差し引いた残りの事業費というのをベースにして、今回はこの債務負担行為というのを計上させていただいております。細かなこの年度ごとの内訳につきましては、当然ある程度一定のこの事業計画に定める見込みの額というのがあるんですが、実際にこの債務負担行為について実際発注して、業者の方決まりまして今後のその施工計画というのを定めていく中で詳細に決まっていくものでございますので、実際の工事の施工を見据えた細かなちょっと内訳というのは実際お示しをするのはちょっと難しいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。21ページ、27ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの事後評価業務の交付金ということで、事業についての事後評価を国が交付金で一定面倒見ますよと、面倒みるっていうのがちょっとそんな制度があるのかという感じなんですが、そう義務づけられてるのかどうか。感覚的にはちょっと何でこれを国が見るのかなという気がするんですが。

○委員長（岩永政則委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

こちらの国庫補助金につきましては、その事後評価自体というのを行うということで定められておりますので必須の項目にはなっております。この補助金については、厳密には直接この事後評価だけを対象にした交付金ということではなく、もうちょっと広くこの国庫補助事業を行うに当たってどんな効果があるのかっていうのを検証するような事業活用調査というような名称がついてるんですけども、事後評価に限らず、ある程度ちょっと広い枠で使える交付金にはなっております。今回その中で本町は県の方とも相談をしまして、事後評価というふうに使っても大丈夫かということで確認をして、それは一定使うことはできますという回答を受けておりますので、確かにこの事後評価するのにまたその国から補助金がついていうところはちょっとあるかとは思いますが、実際活用できるということは確認をとれておりますので、今回活用していきたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

27ページ、31ページ、33ページ、いいですか。37ページいいですか。

それでは歳出にまいります。145ページいいですかね。149ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

149ページの事後評価の業務委託料の部分なんですけど、金額にしても500万と結構な額なんですよね。いま1つ分からないというか、500万掛けるっていうのが相当ボリューム的にもあるのかなという気がするんですけど、もう少しこうどういったものなのかというのが、理解を深めるためにも説明いただけますか。

○委員長（岩永政則委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

事後評価の具体的な中身についてなんですけれども、項目として一番大きくなるのは現在見積もりを取って金額を出しているんですけど、一番ウエイトが大きいのが町民の皆さんに対するアンケート調査を計画しております。ある程度サンプル数を絞ってという形になりますが、この事業の効果そのものを図るためにどれほど計画の当初に事業の今回のこの事業を行うに当たっての目標値、今回でいえば、まちづくりに対する満足度、市街地の整備に対する満足度でありますとか、そういったところの目標値っていうのを庁内で定めておりますので、その辺りに対する達成度かどれほどあるのかっていうのを町民の皆様へのアンケート等により測るということを現時点では想定をしておりますので、そういった作業になってくるとどうしても委託の方にもある程度の金額が必要になってくるということで、現在見積もりをとっている状況です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほか質疑ありませんか。

151ページの上段、それでは歳入歳出含めて質疑を受けたいと思います。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

街路事業費のところでお伺いをしたいと思うんですが、西高田線の街路事業で以前同僚議員が歩道が広過ぎるんじゃないかという指摘がありまして、そのあと若干の計画変更等がされたんじゃないかなと思うんですが、その分で町の予算の縮減がどのくらいできたのかというのが、例えばここで、151ページ22節の補償等でこういうところの一定縮減ができたものなのかが分かればお聞かせいただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

前田補佐。

○課長補佐（前田将範君）

まず西高田線の計画の変更によりまして、元々幅員が17メートルあったところが、この現道拡幅区間、今から整備していく区間については14メートルというふうに幅員が減少しております。そこで3メートルほどの幅員差があるんですけども、これによりましてもちろん用地費と補償費等の縮減というのが図られています。用地費につきましては、単純計算でいくと今の現道拡幅区間が約640メートルございますもんで、それの3メートル分ということで、大体4,000万近く縮減されたというところにあります。あと、それに伴う建物移転物件の件につきましても10件ほど削減ができて、これにつきましても相当の財政の縮減効果があったと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

かなりのそういう縮減努力ができたというのは非常に評価ができるんですが、逆にその前になぜこういう計画だったのかというところの検証とかいうのはされていらっしゃるでしょうか。やればできたのに、なぜその前の計画がそういう形で、なぜそうだったのかということですね。

○委員長（岩永政則委員）

前田補佐。

○課長補佐（前田将範君）

まず、西高田線が事業計画決定と事業認可を進めたときの道路構造令が幅員が17メートル確保しなければならないという条件になっておりまして、それで平成29年度より見直しの業務をする中で、現行の道路構造令に照らし合わせて断面構成を見直した結果、今のように3メートル縮減が可能という回答が出ましたので、事業の早期完成を目指し事業費の縮減を含めたところで14メートルに変更したところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。いいですか。ないようでございますので、以上をもって質疑を終了をしたいと思えます。

それでは、以上で都市計画の審査を終わりたいと思えます。皆さんお疲れさまでした。

13時50分まで休憩をいたします。

（休憩 13時44分～13時50分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。ただいまから会計課の審査を行います。説明を求めます。

山口会計管理者。

○会計管理者（山口利弘君）

連日の委員会審議お疲れ様です。それでは平成31年度一般会計予算の会計課所管分につきまして御説明いたします。歳入総額1万4,000円、歳出総額4,128万3,000円でございます。歳入でございますが説明書の28、29ページをお開きください。15款1項2目利子及び配当金でございます。会計課所管分は説明欄の下から4行目の用品調達基金運用収入1,000円でございます。普通預金の利子分を計上しております。次に32、33ページをお開きください。19款2項1目町預金利子でございます。これは一般会計のほか、町県民税等の歳計外現金の普通及び定期預金の利子分を計上しております。

次に歳出でございます。48、49ページをお開きください。2款1項4目会計管理費でございます。職員の人件費が主なもので総額の95.8%を占めております。前年度比で547万4,000円の増額となっておりますが、主な理由は昨年度の人事異動によるものでございます。会計管理者以下5名の職員中4名が異動しており、会計課が初めての職員ばかりのため時間外勤務手当につきましても今回増額をお願いしております。なお次ページ、18節までが会計課所管分でございます。今年度新たに備品購入費をお願いしております。これにつきましては案内板が破損しましたので、新たに購入するためお願いするものでございます。次に198、199ページをお開きください。12款1項2目利子でございます。会計課所管分は説明欄の一番下の一時借入金利子償還金83万9,000円でございます。昨年度とほぼ同額をお願いしております。

最後に基金の状況でございますが、主要な施策に関する説明書の43、44ページをお開きください。会計課所管分は下から2番目の用品調達基金100万円でございます。封筒や納入済通知書等の集中購買を行っております。以上簡単でございますが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたのでただいまから質疑に入ります。歳入からまいります。29ページ、次に33ページいいですか。それでは歳出の49ページ、48、49ですね。そ

れから50、51ページ、いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

金額的には大きくないんですが、この案内板が壊れたというのは管財じゃなくて会計で買うというのがちょっとよく分からないんですが。これは。

○委員長（岩永政則委員）

山口管理者。

○会計管理者（山口利弘君）

案内板と言いますのが全庁的なものじゃありませんで、十八銀行の方に職員の派遣をさせていただいておりますけども、9時から3時まで居ていただいているんですが、その間は十八銀行の窓口の方に行って3時以降につきましては会計側の窓口にという案内板を設置しておるところなんですけども、それが落下により破損しましてちょっと今危ないようなところもありますので、それにつきましては各所管で予算要求等をするようになっておりますので今回お願いをしているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。199ページ。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この一借の利息83万9,000円ありますけれども、会計管理者が一番悩ましいのは一時借入だというふうに思っておるんですが、やっぱり今の状況からいくと国保の問題とかいろいろあって、どうしても借入金に頼らざるを得んと、というのはやっぱり今も同じなのか、そこら辺の状況をちょっと聞かしてください。

○委員長（岩永政則委員）

山口管理者。

○委員（岩永政則委員）

今年度につきましては国保の制度が県が一括して補助を出すというふうなことで始まりましたので、今年度につきましては国保の方の財政的なものは、1月に給付費の増によって一部赤字になっておりますが、今月それが解消しております。それで国保については一切問題無いというふうなことで考えております。それと資金運用につきましては今4億行っておりますけども、一時借り入れをして基金の方に返済するというふうなことで、一時借り入れをしているところなんですけども、今年度ももし借りるようであれば借りまして4月2日には返したいというふうなことで考えてるところなんですけども、今年度につきましては一借が必要なのかどうなのかというのはちょっと微妙なところで、月末までならないと分からないような状況なんですけども、財政的な状況としては良好な経緯をたどっておるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

例えば企業会計では資金繰り表とかいうのを作ったりして、例えば来月はこういう金が入りがあるとか、特に出るもの、そういったものが企業会計の中ではされるんですけども、一般会計の中ではなかなか難しいのかなと思うんですが、それに代わるようなものはあるのかどうかお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山口管理者。

○会計管理者（山口利弘君）

資金運用計画につきましては、まず3月末に翌年度の年間資金運用計画、1,000万以上ということをお願いしてるところなんですけども、1,000万以上の歳入歳出の予定は出していただいております。それとは別に月間の計画というふうなことで前月の28日までに翌月分の1,000万以上の歳入および歳出の計画を出していただいております。その場合、月間につきましては何日頃というふうなことで出していただいております。それに基づいて資金の運用を行っているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

毎月のそれは確実に各所管は履行してくれてるのかということと、もう1つはその出されたものは会計管理者で終わりなのか、上まで例えば報告なり決裁なり上げるのか、そこら辺があるのかどうかそれをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

山口管理者。

○会計管理者（山口利弘君）

ほとんどの所管課で提出をしていただいているところでございます。忘れた所につきましては前年度の計画また年間計画を元に催促をしてるところでございます。この資金運用計画表につきましては一応会計管理者まで留めておるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは全体についての質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の報告書の中で、今年度だけじゃなくて例年、集中購買をされているということで話は伺ってるんですが、例えば特徴的なものではどういったものをされているのかということと、もし、それをすることによってどのくらいの経費削減効果があったとか、分かる範囲で結構ですが、お願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口管理長。

○会計管理者（山口利弘君）

集中購買につきましては、封筒、起案用紙、収入済通知書及び請求権領収書の方を集中購買を行っております。どのくらいの経費削減というところでございますが、全庁的に使用する印刷物を会計課の方で発注いたしまして販売しているというふうな状況でございます。経費削減がどのくらいかというところまでは出しておりません。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

非常に細かい数字の積み上げになるのでそこまでは難しいかなと思うんですけども、ちなみにやはり町外、あるいは県外の業者になるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口管理者。

○会計管理者（山口利弘君）

平均的に40万ぐらい以内で発注しておりますので、町内業者を優先して小口ということで町内業者を優先して発注をいたしております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。それでは会計課は以上をもって審査を終了いたします。

2時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時03分～14時10分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいまから農業委員会の審査に入ります。説明を求めます。

和田局長。

○農業委員会事務局長（和田弘君）

農業委員会でございます。よろしく申し上げます。それでは農業委員会所管分の一般会計予算に関する説明書に沿って説明いたします。歳入の24、25ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金です。該当する項目が2件です。1件目は説明欄の最上段、農業委員交付金118万3,000円、そして下から4段目の農地集積・集約化対策費補助金108万1,000円です。次に32、33ページをお開きください。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入です。上から6段目の農業者年金事務委託手数料19万6,000円、以上までが歳入です。

次に歳出ですが126、127ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費3,820万1,000円で、前年度比59万6,000円の増額でございます。それでは各節ごとに説明いたします。127ページの1節報酬ですが、農

業委員12名、農地利用最適化推進委員8名分の報酬でございます。2節給料、3節職員手当等、次の128、129ページをお開きください。4節共済費までが職員3人分の人件費でございます。次に7節賃金ですが、農業委員会では町内農地の利用状況調査を行っており、その際の資料を整理していただくため事務をお願いしております。その分のパート賃金及び通勤手当です。次に8節報償費ですが、主なものとしては、先程申し上げたとおり毎年8月から10月にかけて農地利用状況調査をお願いしております謝礼でございます。また農業委員研修時の講師謝礼や農地等利用関係紛争処理報償費として2万7,000円を計上しております。次に9節旅費です。通常の会議、職員研修及び農業委員、農地利用最適化推進委員の研修費になります。今回、農業委員会県外研修を1泊2日で実施する予定でございます。その分が主な増額でございます。10節交際費、11節需用費ですが、全国農業新聞購読料のほか農業委員、農地利用最適化推進員手帳、活動記録用紙一般の消耗品の購入等を行う分でございます。14節使用料及び賃借料はパーソナルコンピューター等の賃借料また農業委員会県外研修時のバスの借上料でございます。19節負担金、補助及び交付金ですが、長崎県農業会議、長与町農作業労働災害対策協議会、ながさき農業委員会女性ネットワーク会議は、昨年と同額の計上でございます。なお歳入で申し上げました交付金、補助金及び雑入の年金事務に伴う手数料は、それぞれ該当する項目に対して充当する予定でございます。最後になりますが、債務負担行為で翌年度以降に渡るものについての前年度末までの支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書の222、223ページに電算機リース料がございいますが、その分が農業委員会所管分でございます。以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたのでただいまから質疑を受けていきたいと思っております。歳入質疑ありませんか。25ページ、33ページ、いいですか。次に歳出、127ページからです。金子委員。

○委員（金子恵委員）

129ページで1泊研修というのが出てきましたけれども、これ何人で、どこへというのは決めてはいないでしょうけど何の目的で研修に行かれるのかというのを教えていただきたい。この1泊研修というのが農業委員会のこの審査の中で初めて出てきたように思いますので、そこの説明をお願いしたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

和田局長。

○農業委員会事務局長（和田弘君）

人数は農業委員12名と農地利用最適化推進員8名、それと事務局2名で合計22名で行く予定でございます。それと目的でございますが、今年行ってないんですけども、毎年先進地視察、ミカン農園とか、そういう基盤整備、県外の最新の技術とかそういう

ものを見に行きまして、農業委員の研修を高めるために行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○農業委員会事務局長（和田弘君）

1泊研修というのがちょっと耳慣れなかったのですが、毎年研修されてるということは、今、同僚に聞いたので分かったんですが、これは全額負担ということではなくて参加者の会費等もあるんですか。それとも積み立てか何かあるということで行くんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

和田局長。

○農業委員会事務局長（和田弘君）

費用弁償と事務局の旅費と合わせて、それと後程出るんですけどもバス借り上げをして、その中で研修を行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

33ページ、農業者年金、なかなか加入する人がおらんと思うんですけども、今何人くらい加入しているんですか。

○委員長（岩永政則委員）

和田局長。

○農業委員会事務局長（和田弘君）

町内で今10名です。女性が3名、男性が7名、以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか、歳入歳出含めてありませんか。質疑なしと認めます。以上をもって農業委員会の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。

14時30分まで休憩いたします。

（休憩 14時19分～14時25分）

○委員長（岩永政則委員）

少し早いですけれどもお揃いですから始めたいと思います。

議会事務局の審査を行ってまいります。説明を求めます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それではよろしくお願ひいたします。31年度一般会計予算に関する説明書の方で説明をさせていただきます。説明書の40、41ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目議会費でございます。1節報酬につきましては議長以下16名分の議員報酬の方を計上いたしております。2節給料それと3節職員手当の一番下の議員期末手当を除く各手当、それと4節共済費の一番上共済組合負担金につきましては局長以

下4名分の職員分でございます。議員期末手当におきましては、御承知のとおり率は前年度と変わっておりませんので同額が計上されております。4節共済費の議員共済会の事務費負担金、給付費負担金、公務災害補償負担金につきましては給付費負担金の方が前年度の率と、率が今年度変わってまいりまして今年度の率が36.9%ということになっております。前年度が38.2ということでここがその分減額された形となっております。64万9,000円、前年度より下がった形となっております。7節賃金につきましては会議録作成のために各定例会3月9月の予算決算のときに2か月、6月12月につきましては各1か月ずつということで積算をしております。パート賃金は、ほかの所でもお話があったかと思いますが1時間単価が800円ということで計上しておりますので、前年度よりも増額という形になっております。それに合わせて通勤手当の部分を計上しております。8節報償費、9節旅費、以下10節交際費、需用費、以下役務費、14節、19節につきましては、これまでどおりの経常経費ということで計上をさせていただいております。講師謝礼につきましては昨年度10万円計上させていただいておりますけれども、講師の方が10万円ちょっと納まらないケースも昨年、一昨年ございましたので5万円の増額をお願いして計上させていただいております。あと11節以降、役務費14節までの各予算につきましては消費税の10%増の分も10月以降見込んで計上しておりますので、前年度と比べるとその分が上がっているということでございます。31年度、御承知のとおり改選がございますので、11節需用費の中で新議員分ということで議員バッジ並びに議員の防災服、それと議場の氏名票の亚克力プレート作製が必要になるということで、それぞれ6名分の予算を今回は計上しておりますので申し添えます。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

前後して申し訳ないんですが局長から一言。

谷本局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

どうも皆様お疲れ様です。平成31年度の一般会計予算の御審議ということで、議会事務局と監査事務局が最後ということになりました。どうかよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは監査委員費の方の説明をさせていただきます。説明書の82、83ページをお開きください。監査委員報酬以下、2節、3節、4節につきましては職員1名分の経費を計上しております。9節以降例年どおりの経常経費ということで、先程も申しましたが、消耗品費等につきましては消費税増の分も含んだところで計上をいたしております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入っていきたいと思います。

歳入からまいります。40ページからです。41、42、43、何もないですか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この前の補正でも費用弁償が100何十万だったか減額補正をしましたよね。これは基本的に、例えば委員会等はばらばらじゃなくて、例えば何かの委員会があるときにほかの委員会も被せてやったという、そういう部分での費用の縮減というものがかなりできとるやろうと思っとつけども、そこら辺、具体的にはどの程度それが議会費の削減に寄与したかというのはデータは取っとらんですよね。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

ざっくりとした感じでよければお答えをさせていただきたいと思いますが、今年度の当初予算ベースで考えたときに、各本会議に絡む委員会等につきましては、およそ300万円の予算を組んで現在の執行状況というのは180万程度です。今委員がおっしゃられたように、まず事務局の積算の仕方というのは、会期につきましては当然延長したときのことを想定しますので、まず会期そのものが2日3日大きく設定をするんです。予算取りのときには。その中で納まっていくということですので、毎回幾らかずつ落ちてはまいりますけれども、おおよそ300万円分の180万円で30年度は推移をしてきたということでお答えをさせていただきたいと思います。それと、あと常任委員会で行っております研修の関係でございますけれども、あちらの方が予算の枠といたしましては330万程度組んでおりますけれども、そちらの方についても30年度の実績では180万程度の実績で終わってるということで御理解いただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これは数字的なものじゃないんですが、今、議員定数が16人になって2つの常任委員会制度に変えた、その結果ずっとそれぞれ双方の委員会の状況を見てみますと、例えば今期の第1回定例会でも産業厚生の方はもう3日目で終わったのかな、委員会が3日ぐらいですか。かなりこう差が出てきてると、今回に限らず。そうするとそこら辺についてやはり何らかの対応を図る必要がありはしないかなという気がしとるんですが、そこら辺について私は議運の委員長という立場もあるんですが、もう議論する時間が無かったんですけれども、事務局として、総務文教にあまりにも審査が偏り過ぎとるという部分について何らか対応が必要ではないかというふうに思うんですが、どうでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今御指摘をいただいた点につきましては皆さん御承知のとおり、総務文教と産業厚生
の常任委員会の方では、定例会における委員会審議につきましては、日数が明らかに違
うというような状況がこれまで続いてきている状況です。御承知のとおり委員会条例の
中で所管を縦割りでされてる部分がありますことと、もう1つは一般会計という予算書
を今総務が丸抱えをしてると。この根底には、皆さん御承知のとおり1つの議案を分け
られないという前提でこういうふうなつくりになってるかと思うんですけども、全国的
によそのいろんな話を聞きますと、予算決算の特別委員会というものを別につくってそ
の特別委員会の中で、例えばうちで言えば総務と産業とそれぞれの所管で割って分科会
方式で審議をされる所もあるというのは承知しております。そういうふうになれば、今
のこのアンバランスの部分も幾らかバランスをとる方向に動くんじゃないかなというこ
とでは考えております。こちらにつきましては事務局がそうせろという話でもございま
せんので、当然議会の16人の中でどういうふうにしようというのを決めていただく必
要があるとは思いますが、その辺りについては事務局としても提案はしていきたい
ということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

費用弁償の中に入ってると思うんですけども、議員の研修、1年で6名分、今多分予
算を取られてると思うんですけども、もちろん希望を取って年に5名ぐらいの実績なの
かなと思っておりますが、そこで総額幾らと決めてるんだと思うんですけども、研修
によっては2日間だったり5日間だったり、2日、3日、5日という分がありますよ
ね。その分もありますし、また今は滋賀のJ I AMの研修ということで計画をしていた
だいてると思うんですけども、例えば飛行機と前泊後泊付けるというか、そちらの方
が安いからということで今そのように皆さん使って研修をされてると思うんです。そ
うした場合は千葉の幕張でしょうか、もう1か所施設があると思うんですけども、そんな
に大阪の方と東京の方と、そういったものを利用すれば費用的なものは余り変わらない
んじゃないかなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今御指摘いただいた予算の積み上げは一応J I AMの3日間コースを6人で受ける
ということで数字的な積算はさせていただいております。今御指摘いただいた中で、例
えば3日じゃなくて5日のコースも当然コースとしては存在をしておりますので、そう
いう希望がもし出た場合にはそれを当然行けるように事務局としても準備をする必要が
ございまして、あくまでも費用弁償全体の枠の中でその辺りは対応させていただきた

いということと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

実際2日間の研修に行かれた方と5日間を希望されて行かれた方がいるので、そこは承知をしているところなんですけども、滋賀のJ I A Mで計算をされてる。千葉の方に行くという選択肢の1つとして、それが例えば長期にわたる千葉の方で5日間というのは、新人議員が対象とかそういった面の研修では実際私達も行かせていただきましたので、それはまた別の問題だと思うんですけども、例えばそれが東京の方面であったとしても3日間ということであれば、そんなに費用的なものは変わらないのじゃないかと思うんですけどもその点についていかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

御指摘のとおり今現在パック料金が安いということで、そちらの方を優先して利用をさせていただいている状況でございます。皆さん御承知のように飛行機料金というのはパック料金であるがゆえに圧縮をされておりますので、千葉と滋賀ということでの大きな金額の開きは無いというふうに認識をしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。82、83ページ、監査いいですか。いいですね。

それでは質疑をこれで終了いたします。議会事務局の審査をこれで終了いたします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。3月11日に税務課の審査を行ってきたときに質疑がございまして、答弁について留保しておりました。のちに検討して見解をはっきり説明するよということでしたので、今申し入れがありましたので今からそれを始めたいと思います。発言を求めます。

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

それでは改めて答弁を申し上げます。個別具体的な事案については答弁いたしかねますので、制度的な観点から、土地取引と固定資産税の一連の流れにつきましてペーパーを今からお配りしたいと思いますのでお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

ペーパーの配付を認めます。配付をお願いします。

それでは今配付されました資料についての説明を求めます。

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

それではお手元のペーパーに沿って説明をしたいと思います。お配りしておりますペーパーの左側の通常の土地のケースでは土地の売買契約後、売買代金の支払いと所有権移転登記が行われたのち、翌年度課税となります。家屋についても家屋完成後調査を行い翌年度課税となります。一方、保留地のケースでは通常の土地のケースと基本的に同じ流れですが、2段目の所有権移転登記の代わりに保留地台帳登載プラス現地確認、使用収益開始確認という事務が異なっております。区画整理では事業が終了するまで土地の街区での登記ができません。代わりに保留地台帳に登載され、使用収益が開始できる状態が確認できた場合に翌年度より課税となります。本町でも使用収益ができる状態であるかを確実に確認し、適正な課税を行ってきております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま資料の説明がありましたけれども質疑を受けたいと思います。何か疑問な点等ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

保留地のケースの方で質問をさせていただきます。一般的に区画整理地内の保留地については使用収益ができる状態であるかどうかの確認をされて課税をしておられると。この用地については確かに進入路とかの完成はまだしてなかったわけでございますが、用地については奥の方は宅地もばんばん建ってございましたし、ちょっと時期的に正確かどうか私も定かではないところはあるんですが、道挟んで対面の保育所辺りの建設にも着工されてたと思います。したがって私の中では使用収益が図られる用地ということで認識をしております。所有者が使う使わんは別にして使用収益が図られる用地だった。今日、産業振興課ですかね、奨励金の審議の中で正式な最終的な移動日がいつかということで確認をさせていただきました。27年の11月何日でしたかね。そこを聞いた上で当然もうその時点では周辺の状況を見ても、先般来話題になっております土地については十分使用収益が図られる状況にあったんだろうなと思いつつながら、今年から課税をされているのかなというふうな思いを持ちながら、いつからの課税ですかというところで質問をさせていただいたところでございます。返事はおそらくできないんですけども、同様の確認をして課税に至ったということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

個別案件としてではなく一般的なものとして、その土地が使用収益が1月1日時点で開始できなかったものについては翌年度、開始できたものについてはその年度で行って

おり、確実に現地を確認し課税年度を見極めて行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一般論でちょっと聞きますけども、使用収益が図られる状態というのは、あくまでも使用収益してるしてないの判断じゃなくて、使用収益が図られる状況であっても本人が使用収益をただ空き地にしとるだけだったら当然課税だと思うんですよね。そういう認識で判断をされたということによろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

そのままの状態で作る状態で作らなかったのかどうかということなんですが、その土地の状態が入ることが不可能ということの判断も含めまして、使用ができる状態なのかどうかを確認した上で課税を行っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。いいですか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

浦川委員の質問を個別案件というふうに捉えられて、答え切らんというのが元々のはじめだったわけね。確かにあそこの北陽台のことかな、例にとって言われたと思うけども、一般的にどうなのかというのを答弁してもらえば良かったのを前回もそうだったし、今日作ってきてもらったけども、せつぱくならば例えば何月何日に土地の売買契約をしたとか何年何月にね、それがどう流れていくとか、そういう具体的に分かりやすい資料なら良かけれども、使用収益、専門的用語やけんが分からんとけども、仮換地指定が受ければ基本的に宅地として整備をされておれば使用収益が出てくるわけですね。それに基本的に今度は家を建てようというときには、そういう手続きが振興局になつとか今は、昔は土木事務所と言いつた。建築申請とかなんとか出さんばいかん。やっぱそういういった手続きをすることによって確実に使用収益が出てきたと、その土地が活用されたと、これは文句なしに課税対象になるわけですたいね。それが1月1日現在でどうかというだけの問題でしょうから。そういう意味では、ここら辺も日にちを例示しながらいけばもっと分かりやすかったと。それはもう構いませんけれども、個人情報と言つて答弁されんとかいう状況では私はなかったんじゃないかなと思うておるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この議会の調査権とか検査権とかというものは、監査委員と匹敵するというかそれと

いっちょん変わらん様な効力があると私は思っておるんですが、こういったものは監査委員から求められたときも出せないという話になるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

今の質問は個々個別のものという前提のものと質問なんですか。一般的なものということなのか。時期ですね、一般的なのか個別の事案じゃないという今の質問、一般的なものとしての質問ということで答弁を。

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

一般的な課税の時期ということですので、その部分について個別の案件でなければ答えることはこの場においても大丈夫だと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

我々議会とすれば、この前も議会運営委員会の中でも若干議論したんですが、監査委員に調査を求める監査請求権というのが議会にはあるんですよね。ただ、監査がある個別的なことをということになってくるとまた守秘義務云々ということでしょうけども、監査となるからには、例えば具体的にこの宅地に関していつ使用収益、いつ宅地として利用された、建物がいつ建ったか、それを調査した上で、それが適切に翌年度に課税されたかどうか、ここら辺は監査請求の対象としても問題ないのではと、これ監査事務局がどうなのかというのは監査委員が判断することでしょうけども、今ここで議論してもなかなかそれは結論が出んと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今の98条の監査権とか監査請求権とか、検査権とかそういうものはちょっとこっちに議論は置いて、前回からの疑問に対する答弁は今取り消しと、それに対する説明がありましたので、この点は理解をしていただきたいと。だから、そのあとの問題は議会ですらどうするか、あるいはもし監査請求があった、その取り扱いが執行部がどう対応するか、それはその時点の話であって、今こうします、ああします、ということにはならないだろうというふうに思いますので、これはちょっとこっちに置いて浦川議員の質問に対するてん末をきちっとしたいというふうに思いますので御理解いただきたいと思います。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

関連ですけれども全般的なことで。所管課としてすれば、地方税法の例えば固定資産の課税基準とか義務者とか、そういったものの条例に基づいて、適切に事務をやっているかどうか、やっておると思いますけれども、これについて確認をしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

適正に確実にっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程ペーパーで個別具体的なことじゃないんだという御説明なんですけど、今回の固定資産税の軽減というか減免の部分は元々が工場等設置奨励条例に基づいたものですよね。担当課の話にはならないのかもしれないんですけども、私の控えでは平成26年6月に確かこの条例が出たんじゃないかなと思うんですけど、このときに担当の条例の提案理由の説明の中で、榎の鼻区画整理地をきっかけにというのを明確に提案理由の中で述べてるんですよね。多分調べてもらったら分かると思うんですけど、そこではそういうふうに明確に述べて、この条例というのがその区画整理地を念頭に置いた条例なんだということが明らかなんですけれども、そういう点では非常に矛盾を感じるのが1点と、それからもう1つ我々がいろんな議案を審査するのが、それが条例に則ってやられてるかどうかというのを我々はチェックする立場にあるのに、これが前例になってしまうと、条例なり法令なりに則った適切な行政事務がなされているかのチェックができなくなるんじゃないかなというのが非常に気がかりなんですけど、その辺りの問題点を感じるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員、委員長として今思うのが、工場等設置奨励条例については今日も説明があったように、その範囲を例えば埋立地だけがあったのを例えばこの区域まで拡大するという、それが設置条例の改正としますたいね。そうしますとそのときはこちらも拡大したいということの優遇措置の範囲を示した条例改正というふうに理解をして、それは条例は条例でいいとして、課税については、またこれは別問題で考えていくべきで、今日の議論の中でがっちゃにしますと、それは税務の担当の拡大した条例、答弁の相手方じゃないわけですから、それは、ちょっと別に区分けして質問した方がいいんじゃないかなというふうに私は感じるんです。この議論はちょっと難しいんじゃないでしょうか、そういうふうに思います。今の質問の趣旨はよく分かるでしょ。私が止めたという意味じゃなくして、区分けして説明した方がいいだろうというふうに思いますけど。何か答弁ありますか。

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

それでは2つ目の御質問でございます。守秘義務と議会の調査権の関係でございます。私ども地方税法第22条、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないというのがございます。それともう1つ、地公法第34条、これは職務上知り得た秘密を漏らしてはならないというのがございます。例えばいつから課税してるかと、そういったことも

含めて職務上知りえた秘密ということに少なくともなろうかと思えます。そういう中で当然、法の規定があるんですが、実務上の取り扱いについて国から別途通達であったり通知というものが発出されます。実は地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務についてという、これは随分古い、自治省時代です。昭和49年に発出された文書がございます。基本的にこれに沿って事務を執行すべしという具体的に指示されたものでございます。その一部、まず前段で先程申し上げた地公法の34条、もしくは地方税法第22条についての解説がございまして、後段でございまして、ちょっと読ませていただきます。納税者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するため、一般に公表すべきでないことはもちろんであるが、議会の審議の場においてその開示を求められた場合においても、原則として開示すべきでないものであり、議会から地方自治法第100条等の規定に基づき、その開示を求められた場合においては議会の審議における必要性と納税者等の利益の保護、行政の円滑な運営確保の必要性等、総合的に勘案した結果、その要請に応ずべきものと判断したときを除き、開示すべきでないものであること。なお、開示する場合であっても、議会に対し秘密会で審議することを要請する等、適切な配慮をすること。ということがございます。ですので、かいつまんで申し上げますと、100条等、多分98条も含まれると思いますが、そういった中で要請があった場合に、権利者の保護とそれと開示することの便益と言いますか必要性を総合的に判断した上で、その場合に限ってのみに開示できると。原則は開示すべきでないというような表現となっておりますことを御報告いたしたいと思えます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今聞いとったらなおさら分からんごとなつて、そもそもが納税者の不利益を被るような質問じゃないんですよ、これは。あなた方の仕事、いつから課税をしてますかという話です。これ言ったところで納税者に不利益が生じますか。そういう前提の下に今言われたものがあるわけでしょ。でも、これを聞いたからといって納税者の不利益にならないような私は事案だと思ってお聞きをしとるんですよ。聞いたからって何か不利益になるようなことはありますか。そこだけまたお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

地方税法の守秘義務の目的は、納税義務者等の秘密を保持し、合わせて地方税の賦課徴収を円滑に行うことを目的と、当然だと思います。それと地公法の第34条ですが、本来の目的は行政に対する信頼の確保ということでございます。そこで、例えば私が長与町内に土地を求めた。そこに何らかの施設を建築したとします。それをある第三者が、久保平は長与のあの土地はいつ買ったのか、いつ課税されたのか、もしくは上物の評価

は幾らか、課税は幾らかというものを長与町の税務課に問い合わせをして、私に無断でそれを開示したとします。私はなぜそんなことしたのかと、いやいや課税の開始時期だけですと。仮に私は聞いたとしても、なかなか信用できないのではないかと思います。それはなぜかと言うと、そもそも私の承諾なしにそれが表に出るということは、どこまで出ているか私には確かめようがありません。そういう意味で、個人であろうと事業者であろうとやはり行政が職務上知り得た秘密というものを無断で開示するということが、もし容認されるようであれば、それは行政に対する信頼の確保が担保できないと、そういうことだと思います。多くの納税者にとって税の使い道が適切であるかという観点ももちろんですけども、やはりもう1つの観点として、当事者の行政に対する信頼の確保というものも必要であるというふうに考えているところです。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

質疑じゃなかですけども、今日の報告は浦川君に対しての意見、浦川君が納得すれば、納得するかせんか分からんけど、それはそういうことでなんか拡大しよるごたっもんやけん、そいけんもう行政はそれの分だけすれば、それで委員会は委員会でもう一応閉じて、分からん分を調べてくださいということです、私は委員長が先程から言いよりますように、この浦川君の件に対してだけでいいんじゃないかと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今山口委員からありましたように焦点がぼけてきますと幾らでも拡大になりますので、ちょっと失礼だったんですが、工場設置奨励条例については発言をしたんです。整理をする意味で。それで一応委員会として留保しておりましたので、個人の問題じゃないという捉え方で委員会で報告をいただいて、委員の皆さん方に了解いただいて、それでこれを終末としたいと、結末をしたいということの趣旨で質疑を受けておりましたので、委員会として発言を求めてきたわけです。そういうことで行き着くところは浦川委員の質問で、本人が了解すればいいという問題もあるんですが、委員会全体としても議論しているわけですから、皆さん方の了解をいただければこれで終わりにしたいというふうに思っておるところです。何か意見ございませんか。いいですか。

それでは浦川委員の11日の質問に対する発言の申し出については以上をもって終了したいと思います。お疲れ様でした。議事録の調製は事務局でさせたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは委員会を再開します。今後の日程についていいでしょうか。今後の日程について協議をしたいというふうに思いますが、今日は3月15日です。別紙のこれを見て

いただきたいと思います。再度配付したものです。15日のここに記載をしたものは、全部終了をいたしました、したがって18日を休会とするということで確認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

18日は休会、それから19日は午前中が小学校の卒業式に出席をするということで確認をしておりますので19日は13時30分から補正予算5号と一般会計の当初予算、これを結審をしたいというふうに思います。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そういうことで決定をしていきたいとします。それから21日は予備日です。そして22日が本会議ということになりますので、1日余裕が出てきたということでございます。それで決定していいでしょうか。そしたらこのように決定をさせていただきたいとします。それから19日の結審が終わったあとに、いつものように委員長報告の文言の確認をさせていただきたいとします。それまでに案を作って皆さんに配付をして、訂正があれば訂正して正式なものを作っていきたいとします。以上です。

それではこれをもって本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

（散会 15時25分）